

宋代の内藏と左藏

——君主獨裁制の財庫——

梅原郁

- はじめに
- 一 内藏庫について
 - (イ) 沿革と構造
 - (ロ) 歳出と歳入
- 二 左藏庫について
 - (イ) 沿革
- 三 第三の財庫
 - (イ) 元豊庫 大觀庫
 - (ロ) 左藏南庫
 - (ハ) 封樁庫
- (イ) 管理機能

はじめに

十世紀半ばすぎに成立した宋王朝の支配機構は、君主獨裁中央集権官僚體制という、秦漢以來の傳統的形態を基本に据えてはいるが、内容的にはそれ以前とは多くの面で隔段の差違をもつものであった。本稿では、この支配機構の重要な骨格を形成している中央財政機關の一つについて、基礎的な解明を行ない、あわせてそれが宋代以後の新しい支配體制の中でもつ意味を考えてみたい。

前代とは比較にならぬほど老大で複雑多岐となった宋代の財政機構において、内藏庫・左藏庫という名稱がしばしば史料面に現われて来る。前者は皇帝に直屬する私的な財庫であり、後者は三司もしくは戸部、つまり現今の大藏省の財庫である、というのが一般的常識であろう。しかしこの兩庫をそれだけでかたづけしておくわけにはゆかない。特に内藏庫は、單に天子の私

藏乃至は宮廷維持の財庫といような單純な機能を果たしていたのではなく、宋代の國家財政、あるいは皇帝を頂點とする新しい支配體制において、その性格ともかかわる大きな役割を擔っていたと考えられる。

本論にさき立って、この問題に關係する先學の論考に觸れておきたい。それは同時に、宋以前の中央財庫の沿革を略述することにもなろう。

秦漢帝國の財政機構に關して、加藤繁博士が「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」という古典的研究を發表されていることは、周知の事がらに屬する⁽¹⁾。そこでは大要つぎのようなことが明らかにされている。「前漢の財政は、國家のそれは大司農、帝室のそれは少府及び水衡都尉に管轄され、兩者の間には比較的明白な區別があつた。たとえば大司農の財源は一般人民よりの田租・算賦等であるのに對し、少府のものは、山林・鹽鐵・漁稅・市稅・貢獻などであり、支出は、前者が俸祿・祭祀・土木・軍費に、後者が皇室の供養と賞賜にふりむけられた。少府の財をとって大農を補うことは、匈奴征伐や特別の場合を除いてむしろ珍しく、平常は大農が逼迫していても、少府はそれとは獨立して富裕な財政を運轉していた。この制度は後漢に至って崩壞し、少府の掌った山澤陂池の稅はことごとく大司農に統合されてしまった」。前漢時代のこうした財政機構のもつ意義、あるいは後漢になつてそれが崩壞する原因などについては必ずしも十分究明されてはおらぬが、この漢代の大農の財・少府の財の對比は、宋代の論者が好んで左藏・內藏と對比して使うものであり⁽²⁾、一應の表面的相似性に留意しておかねばならない。

前漢の大農・少府の財政體系は後漢に入つて一本化されるが、次の西晋時代になると、中央大司農に屬する少府の財庫として左藏庫の名が現われる⁽³⁾。それは右藏庫との對比に由來し、下つて隋代には、太府寺の監督を受けるようになり、そのまま唐に繼承されている⁽⁴⁾。唐の左藏・內藏については『六典』に制度上の記述がみられる⁽⁵⁾。それによれば、左藏は東・西・朝堂ならびに洛陽の四庫に分れ、全國の賦調を受納し、右藏は内・外・洛陽の三庫よりなり、全國の寶貨、すなわち國內の土貢、外國

より貢献する金銀珠玉などはすべてここに納入されたことが知られる。玄宗の天寶四年(七四五)に至って、宮中に内庫(内藏庫)が創立され、従来、左右藏庫が取扱っていた財貨の一部、あるいは額外の貢献錢などを大量に吸上げ、皇帝が宦官を通じて管理運用することになった。この間の経緯及び内庫のそれ以後の變遷については、最近室永芳三氏が成果を發表されている。⁽⁶⁾ その中で「唐の内藏庫は、國家財政の運用を補助するための支用及び豫備金庫という公的性格と天子の内廷生活を維持してゆく私的性格の両面が形成されるにいたった」という指摘がある。これは次の時代との關連で記憶されなければならない。このような内藏庫の新設によって、主として貢納その他による貴金屬を取扱い、内廷との繋りが想定され、また左藏にくらべると最初からあまり重要視されていなかった⁽⁷⁾右藏庫は次第にその機能を消失し、やがてその名も忘れ去られることになる。

財政機構はおろか、國家そのものが大きな混亂期に入った唐末・五代を経て、宋が統一を成し遂げると、名稱の上からは唐と同じく、宮廷の内藏庫と、大藏省所轄の左藏庫が、中央の主要財庫として登場して来る。それは漢の少府・大農の再現を想起させるが、内容はかなり隔たりをもっている。宋代の中央財庫については、曾我部靜雄・日野開三郎兩氏の概論があり、また内藏庫と鑄造銅錢の關係を考察された中島敏氏も一とおりの説明を加えておられる。⁽⁸⁾しかしこの問題はなお考察すべき點が少なからず残っており、従来ほとんどふれられなかった問題と併せ、數章に分つて論述することにした。

なおあらかじめ断わっておくが、ここで扱う財庫の範圍は開封及び臨安を中心とした國都のもの——中央財政に限られ、地方財政關係のものは除外してある。⁽⁹⁾また内容的には、歳入歳出中の大きな部分を占める穀物——その貯藏所は倉——ははずし、さしあたっては貨幣・金銀・絹帛・香藥などの財貨を取扱う「庫」だけを問題とする。

一 内藏庫について

(イ) 沿革と構造

宋の太祖趙匡胤は、創業のはじめから、軍事力の中央集権化と並行して、財政権をも中央に集中するよう腐心した。乾徳二年（九六四）、

始めて諸州に命じ、今後毎年、租税と專賣收入については、必要經費を差引き、貨幣・絹帛などすべて國都へ輸送せよ。という命令が出ている。⁽¹¹⁾この姿勢は、五代後周以來の軍隊を掌握していた太祖の場合、單なる空令に終らなかつた。また、荆南・楚・蜀と進められた征服戦による勝利は、これら獨立國の宮廷の富を開封に齎した。とりわけ乾徳三年（九六五）の四川の歸屬は、唐末以來そこに蓄積されていた莫大な財貨が中原王朝の手に入り、今後の發展の強力な財政的基盤となつたとして誤まりなからう。⁽¹²⁾この時點に至つて、太祖が宋代内藏庫の雛型ともいふべき封樁庫を創置したのも、⁽¹³⁾そうした背景をもつてのことであつた。封樁庫新設の理由としては、蓄積が豊かになつたので、軍事費・飢饉の非常支出のための預備財源のためということがうたわれている。⁽¹⁴⁾ところが、太祖の性格とも關係づけて、大要次のような逸話がつけ加わっている。⁽¹⁵⁾

太祖はある時、おそぼの臣に内々で話された。「石敬瑭は利己心のため、燕薊諸州をさいて契丹に賂り、この地方の人を敵國のものとしてしまった。この庫の貯えが三百萬・五百萬緡になるのをまつて、即刻契丹に使者を出し、我が土地と人⁽¹⁶⁾民を返還すると約束すれば、すべてをほたいて償還したい。もしいやといへば、これで兵を募り、武力でとりかえそう」。帝が崩御されたので果たされなかつた。

この話は『寶訓』⁽¹⁶⁾に載せられ、いわば祖訓として喧傳されたため、宋の隨筆類にしばしば現われる。⁽¹⁷⁾太祖にこうした意圖がなかつたわけではなく、下つて神宗も父祖の遺志として、その實現をスローガンに掲げているが、實際問題としては、封樁庫（内藏庫）の財貨を直接領土償還に用いようとしたことはなかつた。ところで封樁庫は、講武殿の背後に置かれたとある。⁽¹⁸⁾講武殿はのちに崇政殿と改名され、宮城内でも北半の内廷に位置を占め、殿試などもここで舉行された重要な建物である。⁽¹⁹⁾つまりこの段階では、封樁庫と呼ばれる内庫は、皇帝の居住區に接近し、私的財庫の色合いを濃厚にもつていたと考えてよからう。

さて、こののち太祖在世中、南漢（開寶四年、九七一）南唐（同八年）が歸順し、政府の臺所はますます豊かになつていった。第

二代太宗の太平興國三年（九七八）、福建・兩浙が相ついで歸附してほぼ全國統一がなすとげられたが、この時期に内庫にも新しい變化が起つた。

太宗は左藏庫に行幸され、その蓄積をごらんになって宰相に言われた。「ここにある山のような金帛は使いきれそうにない。先帝は經費に心を勞わしておられたが、ゆきすぎであつたようだ。」そこで左藏北庫を分割して内藏庫とし、講武殿背後の封樁庫を附屬させ、封樁庫を景福内庫と改めた²⁰。

とあるのがそれである。すなわち、國都への財貨の集中が、順調に進み、太祖の緊縮政策と相俟つて、豫想以上に剩餘が生じ、それを貯える内藏庫が新設された事情がここに物語られている。これが、宋代を通じて内藏庫と呼ばれた財庫の名稱及び實質的なはじまりであつた。内藏庫はこの時、左銀臺門外に置かれたとある²¹。左銀臺門は、皇城を南北にくぎる大道の南西側にあり、封樁庫と異なつて外廷に位置する。宮城の南西區域にあつた左藏庫の北寄りの一部が内藏庫に轉用され、こののち少なくとも北宋時代には内藏・左藏兩庫が近接したままその機能を果たしていたらしい。これは兩者の關係からみても、あり得べきことと思われる。なお先の封樁庫は、景福殿庫という美稱を與えられ、内藏庫とあわせて内帑と呼ばれるようになった。景福殿庫の内容と役割を物語る史料は少く、實體は良くわからぬが、時として、内藏より相當量の銅錢・絹帛が移されている例²²から考えると、天子の私藏庫の性格を持続していたらしい。神宗時代、この景福殿庫は擴大充實されるが、それは次章で觸れる。また内藏西庫と稱される附屬庫があり、これは舊新衣庫の地に置かれたと記されているけれども、その詳細は不明である。

餘剩財貨を蓄積し、非常時に備えるためで出發した内藏庫ではあつたが、始めからかなり活潑な出納が行なわれた。つまり、内藏庫は單なる皇帝の豫備庫であつたわけではなく、一定の歳入と歳出のバランスを考えて運用されていたと考えてよい。絹帛類などは、長期間庫内に貯えると變質して價值を失²³うし、貨幣（銅錢）にしたところで、いたずらに死藏すべきものでなかつたから、それはむしろ當然のなりゆきであつた。いま一つ、内藏庫の活動は、ようやく隆盛に向つた銅錢鑄造とも表裏していることを指摘しておかねばなるまい。堯若冰による、舊南唐領に於ける鑄錢事業が開始されたのが、内藏庫設立の前年

であり、江南三監・福建一監の四造幣局の年間鑄造額が百萬緡を越えるのは、太宗末年から眞宗初年(十世紀末)のことである。⁽²⁶⁾後述するように、新錢銅錢の出納と密接な關係をもつ内藏庫は、この間に制度・體制を確立していったと見做される。

内藏庫は當時の人の言葉を借りれば、天子の別藏であり、現代の研究者からも、皇室の財あるいは天子の財という方向で理解されている。そうした内藏庫の一面は、その管理制度に於いて、特に顯著に現われていることは否定できぬ。具體的な制度の面から眺めると、他の財政官廳と同じく、元豐の官制改革を境に若干の相違がみられる。まず官制としては、

諸司使、諸司副使といった中級の武階をもつ宦官の監官を置き、別に宦官一人に點檢させる。⁽²⁸⁾

と記されている。つまり長官は宦官というわけである。草創期の内藏庫監官としては、左藏に納入された綾・羅を選別して内藏庫に入れることを行なった翟裔という人物の存在が知られる。⁽²⁹⁾しかし、内藏庫の確立に中心となって活躍した人物は、太祖・太宗・眞宗の三代に仕えた劉承珪にほかならぬ。⁽³⁰⁾彼は楚州山陽(江蘇省淮安)の出身で、殊に眞宗時代には南方出身の王欽若・丁謂・林特・陳彭年らの大臣とともに「五鬼」とあだなされた有力者である。⁽³¹⁾宋代には宦官の活動が抑えられたが、彼などは、徽宗時代の童貫とならぶ大物で、死後、太宗の功臣として皇廟に配祀される破格の待遇を受けたほどである。彼は新しい王朝と時代の開始期に際會し、側近にあつて相當思いきった財政政策を行なつたらしく、特に新設の各種財務官廳の法規・條令を數多く作つたと傳えられ、⁽³²⁾また眞宗時代の封禪祭祀の大事業に際しても、莊大な玉清照應宮の營造などに中心となつて働いた。そうした手腕が保守派の反感を招き、五鬼の一員に加えられるゆえんでもあつたかと推察される。劉承珪が内藏庫に關係したのは、雍熙年間(九八四〜七)と言われ、以後、必ずしも專任というわけではなかったが、大中祥符六年(一〇三三)六十四歳で歿するまで、三十年間、それに関する最高實力者の地位におさまつていた。⁽³³⁾

他方、太宗自身も、内藏の管理運営に深い關心を寄せていた。内藏創建後百年に近い熙寧の始め、神宗は次のように回顧している。⁽³⁴⁾

太宗の時には、内藏の財貨は、千單位ごとに牙籤(めじるし札)をつけ、財貨の種類によって牙籤の色を變え、餘人にわからぬようにされていた。札の片方は匣に入れて御文庫におかれ、それを帳簿とつき合わされた。晩年、札を出して眞宗に見せ「これさえきちんとしておけばよいのだ」と言われた。

このような天子の私藏の性格は、財貨の増大に従って相對的にうすらぎ、太宗のやったような管理方式も變化せざるを得なくなつた。そこで劉承珪が中心となつて、つぎつぎと法令が作成されて行つたと考えられる。そのことは、眞宗時代に入ると、内藏庫に關する制度的史料が幾つか現われて來ることによつて、裏づけられるだろう。咸平六年(一〇三三)の詔勅で、内藏庫の胥吏たちが、庫内の錢帛について報告したり、外部に漏洩した者は斬刑に處せられることになつたのなどは、その一例である。⁽³⁵⁾ 景德四年(一〇〇七)に五鬼の一人で典故に明るい陳彭年によつて、太祖以來の内帑の役割をしるした「内藏庫記」が作成され、眞宗自身が庫銘を刻した。⁽³⁷⁾ この時に、内藏庫は計司のために經費に備える、つまり大藏省の豫備財庫あるいはその後楯としての性格が明らかにされている。つづいて大中祥符に入ると、二年(一〇〇九)に劉承珪が、創設以來の財物出納を詳細に記録した内藏庫簿を作製し、⁽³⁸⁾ 五年には同じく彼が、内藏關係の法規條例を網羅した『内藏庫須知』五卷を獻上している。⁽³⁹⁾ このような趨勢と呼應して、同じ祥符五年、内藏庫の改築擴張が行なわれ、更には宮城外に移轉した儀鸞司の跡地や香藥庫なども内藏庫となつて、相當大規模にふくれあがつた。この時點に於いては、内藏庫は金銀・珠玉香藥・絹帛・銅錢の四庫に分れ、それぞれの財貨は、金銀珠玉が十、絹帛が十三、香藥が七、銅錢が新舊の二といった種類、等級に分けられていた。⁽⁴⁰⁾ 要するに眞宗の中期には、内藏庫は制度的にも内容的にも完成し、フルに活動を開始するようになったと言つてさしつかえなからう。

眞宗・仁宗・英宗の三代、内藏庫は、ほとんど定期的と言つてよいくらい、毎年莫大な金銀・銅錢・絹帛の出納を取扱い、財政機關として重要な役割を果たしたが、その運営を外部に公開しなかつたため、宮廷乃至宦官による浪費流用がいろいろと取沙汰されたのも無理はない。治平元年(一〇六四)の呂誨の上奏はその代表である。⁽⁴¹⁾

内帑と奉宸庫は、しかるべき役所が管轄するわけではなく、外部のものにはその増減をうかがい得ない。おまけに、禁中の

御用は依然節約されず、加えて近従どもが何かとうまい汁を吸っているとか。有限のたくわえで無限のついに應じている。一旦有事の際、どうして支えられよう。

こうした聲は、特に財政が逼迫し、改革がまさぐられていた當時、司馬光をはじめとして他にも少くない⁽⁴⁵⁾。實際問題としても神宗自身が、

ちかごろ、内藏庫の帳簿を検査したところ、形ばかりのものにすぎない。財貨の出入は全く野放圖になっている。

と語っているように⁽⁴⁶⁾、かなり弛緩していたことは事實だった。神宗は宦官李舜舉に命じて、その改善をはからせているが、實效のほどはわからない。神宗時代には、このほか内藏庫の出納、特に左藏庫との關係が嚴密に規定された。中島氏はこれを王安石の内藏庫の力を制限する意圖にもとづくものと考えておられる⁽⁴⁷⁾。その當否はしばらく措き、元豐の官制改革でも、形の上では内藏の管轄機構に變化がみられる。すなわち、内藏庫は、主として貨幣の歳入歳出を計算し、それにもとづき庫藏への出納を統制する金部(戸部五司の一つ)の所管に入り、同時に傳統的な庫藏關係の監督官廳である太府寺の監督をも受けることになった。しかし現實には、財貨の歳入額の報告を行ない、不足分の徴收を督促する程度にとどまり、その支出運用は依然として數十人の宦官に握られたままであった⁽⁴⁸⁾。哲宗の元祐二年(一〇八七)上官均の上奏がきっかけで、内藏庫の立入調査が行なわれた。これは内藏庫創設百年このかた、初めての編閲であると言われる⁽⁴⁹⁾。しかしこうしたことは、その後二度と行なわれず、内藏の管理は再び宦官の手に委ねられた。神宗時代の内藏庫の改革は、一見、その權限の縮少という印象を受ける。しかし、元豐以降は、内藏庫と並行して、元豐庫その他の財庫が設立され、南宋に入っても封樁庫などの財庫が出現する。これらの財庫は、嚴密には北宋中期までの内藏とは異なるところがあるが、内藏庫のもっていた機能の一部を獨立させたものと考えられることのできる。神宗以後の内藏庫は、あいかわらず、かなり多量の財貨を貯わえつつ、より祕密のヴェールをかぶせて存續してゆくの、史料の表面に現われることは減つても、必ずしも縮少・制限されたとは言いきれない。

靖康の變(一一二七)に際し、金軍略奪の好餌となった内藏庫は、南宋に入っても重要機關としていち早く設置された。そして

百五十年の各時期に於て、その存在を跡づけることができ、時代が下ると歳出の面などで若干の變化は見られるが、管理その他においては北宋と本質的に變るところはなかった。

なお念のためつけ加えておくと、元豐の官制改革までの、北宋前半期の文獻には、たとえば、永興軍路鈐轄・内藏庫使・忠州刺史彭孫というように、内藏庫使あるいは内藏庫副使という名稱が時おり登場する。これは元豐以後はそれぞれ、武徳大夫・武徳郎と改められていることからわかるように、武階の一稱呼にすぎず、實際の内藏庫とは全く關係がない。宋初の武階は、筆頭の節度使以下刺史までは、五代まで實體のあったものを換骨奪胎し、皇城使以下は主として唐中期以降の宦官の職名中、内廷關係のものを然るべく配列した便宜的なものであった。内藏庫は宋初に確立したが、宮廷と密接なつながりがあるため、名目だけが武階に轉用されたにすぎない。宦官で實際に内藏を管轄する長官は、提舉内藏庫または管内藏庫などと呼ばれていたのである。

當時の言葉で言うと、内諸使司、つまり宮城内でも内廷に屬し、一般官員たちの寄りつけぬ内藏庫ではあったが、現場の業務は、他の庫藏と同じく、多數の胥吏や兵卒に委ねられていた。すなわち、專知・副知・庫子・指子、そして皇城司に屬する兵卒といった人たちである。その詳細については、後章左藏庫のところでもまとめて觸れることにする。

(四) 歳出と歳入

前節において、宋代の内藏庫は國家歳入の餘剰を貯え、不時の支出に備える、皇帝直屬の財庫であるという表向きの性格を明らかにした。しかし、その役割がそれだけにとどまらなかったことは、以下に述べる歳出歳入の詳細によって知り得よう。

内藏庫からどのような用途で、どれくらい財貨が支出されたかを物語る史料は、北宋前半には比較的豊富に残っている。少し煩雜であるが、長編・宋會要などを使って一覽を作成してみた。これには、内藏庫より三司に貸與または下賜した物品・銅錢の半數程度しか現われておらず、あくまでも内藏支出の一面にすぎないが、それでも大體の動きを把握することは可能であ

北宋時代内藏庫支出概略

年 月	西紀	銀(萬兩)	帛(萬疋)	錢(萬緡)	用 途	出 典
咸平6.	1003			180	河北糧草買付	山堂考索後64
景德1.閏9	1004	30			河北軍糧買付	長編 57
3. 5	1006			30	陝西軍費(これまで毎年)	〃 63
4. 8	1007			50	三司 菽麥買付(豊年)	〃 66
10					淳化より毎年100~300萬緡	〃 67
大中祥符1. 2	1008	5		30	左藏庫	〃 68
5				8	河北援助(これまであった)	〃 69
		10			三司	〃 69
11				3	三司	〃 72
3. 3	1010			30	三司	〃 73
4. 7	1011			30	三司	〃 76
5. 1	1012			50	三司	〃 77
2				30	三司	〃 77
3			綾穀 2.4		三司	〃 77
4				30	三司	〃 77
5				50	三司 陝西 糧草	會要 食貨36
6		金2000兩			三司	長編 78
8				30	三司	〃 78
6. 6	1013	3			三司	〃 80
10			錢帛	50	三司 奉祀賞賜	〃 81
11				20	三司	〃 81
7. 2	1014			50	三司	〃 82
4			綾	15	三司	〃 82
8. 2	1015			15	三司	〃 84
8				40	三司	〃 85
9. 1	1016			50	三司	〃 86
				20	三司 預買紬絹	〃 86
6		金1萬兩	30	100	70 大禮賞賜	〃 87
7				40	三司	〃 87
11				20	三司 飛錢缺損補填	〃 88
天禧1. 2	1017			50	三司	〃 89
2. 4	1018	0.09			三司	〃 91
				20	三司	〃 91
7				50	三司	〃 92
9				10	三司	〃 92
11				20	河北 穀物買付(豊年)	會要食貨 39
3. 1	1019		紬	1.5	三司	長編 93
3			13		三司	〃 93
7				10	50 三司	〃 94
			錢帛	245	三司	〃 94
9		金2700兩			三司	〃 94
4. 4	1020			7	京西 軍糧買付	〃 95
閏12			綾	1.4	三司	〃 96

東方學報

年	月	西紀	銀(萬兩)	帛(萬匹)	錢(萬緡)	用	途	出典
	5. 5	1021			50	陝西	交引買上	長編 97
乾	興 1. 3	1022	20		30	諸路		// 98
					20	河北	軍費	// 98
天	聖 4. 10	1026			20	京西	軍糧買付	// 104
	6. 6	1028			20	京西	軍糧買付	// 106
	9. 8	1031		60		西北邊	糧草買付	// 110
					50	河北	軍糧買付	// 110
	9			60		河北	軍糧買付	// 110
明	道 2. 5	1033			30	三司	山陵支費	// 112
	8				100	三司	缺乏補填	// 113
	12			20		京東上供	の肩代り	// 113
景	祐 1. 1	1034		20		淮南上供	の肩代り	// 114
	3			50		發運司	軍糧買付	山堂考索後64
	4			30		河北	軍糧買付	長編 114
	5				100	三司		// 114
	6				50	三司	麥買付	// 114
	2. 6	1035		100		三司	軍糧買付	// 116
	10				70	河北	軍糧買付	// 117
	3. 9	1036			50	河北	軍糧買付	// 119
	4. 7	1037	15	15		明道2年よりここまで	錢帛 917 萬	// 120
	8			30		河北	河東 軍糧買付	// 120
	12			50		河北	軍糧買付	// 120
						河北	陝西 軍糧買付	// 120
寶	元 1. 9	1038	眞珠30萬緡相當	錦綺 100		陝西	軍糧買付	// 122
	2. 11	1039				三司		// 125
康	定 1. 2	1040			80	陝西	軍糧買付	// 126
	4				10	陝西	軍費	// 127
	10			100		三司	軍費	// 129
	12			100		三司	軍費	// 129
慶	曆 1. 4	1041			30	邊民救恤		// 131
	5			100		陝西	軍費	// 132
	2. 6	1042	100	200		三司	軍費	// 137
	8				10	北京	行宮修理	// 161
	3.			300		三司	經費	// 142
皇	祐 2. 2	1050		50		西北邊	軍賞	// 168
	8			100		河北	軍糧買付	// 169
	閏11			60	40	河北	軍糧買付	// 169
	4. 3	1052		10		三司	軍費	// 172
	7			10	30	河北	軍糧買付	// 173
	5. 7	1053		30		河北	軍糧買付	// 175
至	和 1. 6	1054		50	30	河北	軍糧買付	// 176
	8				(200)	入中鈔の買戻(計畫のみ)		// 176
	2. 10	1055			100	河北	軍糧買付	// 181
	11			30		并州	軍糧買付	// 181

年 月	西紀	銀(萬兩)	帛(萬匹)	錢(萬緡)	用 途	出 典
嘉 祐 1. 7	1056	10	20		河北 水災賑貸	長編 183
10		10	20	10	河北 軍糧買付	〃 184
5. 10	1058		10		河北 軍糧買付	〃 186
4. 7	1059			(100)	三司とともに河北常平倉へ	會要食貨 53
6. 7	1061		20		河北 軍糧買付	長編 194
9				100	河北 軍糧買付	〃 195
8. 3	1063	5	250	150	山陵及賞賜	〃 198
治 平 1. 3	1064			30	山陵支費	〃 200
4. 1	1067			30	山陵支費	〃 209
熙 寧 2. 1	1069			500	發運司均輸法	宋史 186
9				100	河北常平倉へ	會要食貨 53
3. 9	1070		100		陝西 軍糧買付	長編 215
4. 1	1071	20			河東 軍費	〃 219
2				60	常平糶本	〃 220
5. 3	1072			100	市易本錢	〃 231
8				50	河北 軍糧買付	〃 237
7. 7	1074		20		三司 冬衣	〃 254
9				10	河北	〃 256
10				500	陝西 河北 鹽引買取	〃 258
9. 1	1076			30	安南 軍費	〃 272
10. 1		5	15		熙河 軍費	〃 280
元 豐 5. 10	1082			100	熙河 軍糧買付	〃 330
7. 3	1084		10		陝西 軍賞	〃 344
10			100		熙河	〃 349
紹 聖 2. 2	1095		10	10	河北 賑濟	會要食貨 68
3. 10	1096	20	20		西北邊 軍糧買付	〃 40
4. 5	1097	銀 絹 130			陝西 河東	長編 488
元 符 3. 8	1100	銀 絹 200			陝西 軍糧買付	會要食貨 40
建中靖國1. 2	1101			100	河北 穀物買付	〃 40

ろう。

太宗の末期から眞宗初期、體制の確立した内藏庫からは、毎年百萬緡、多い時は三百萬緡の財貨が支出されている。⁽⁴⁹⁾その内容をもう少し具體的に眺めてみたい。初期においては、たとえば、

河北が大豊作であると聞かれた皇帝は、内府の綾・錦・絹合計百八十萬緡相當を出され、値段をきめて賣捌き、その代價で穀物を買上げて邊防の軍食に充てられた。⁽⁵⁰⁾

とか、

内府の銅錢五十萬緡を三司に付與し、豆と麥を買わせた。宰相が今年は豊作で豆と麥が安く、富民に買占められる。官が買上げ、農民に恵みを與えようと願ひ出たためである。⁽⁵¹⁾

というように、臨時的・恩惠的な色彩

もみられる。しかし一方では、

景德三年まで、毎年内帑の銅錢三十萬緡を出して陝西の軍費の補助とする⁽⁵²⁾。

といったように、既に年例化したようなものも見うけられる。そして、眞宗時代に入ると、内蔵から三司へ、むしろ定期的と言つてよいくらい、毎年、毎月銅錢や絹帛が貸與されているのである。眞宗の大中祥符から天禧にかけての約十年間は、用途を明記せず、單に三司に借すという形式で、銀絹が支出されている例が最も多い。この時期は、澶淵の盟でいちおう平和が將來され、國內も安定するが、王欽若らにかつがれた眞宗が大段的に封禪のお祭り騒ぎをやつた時代である。明確にそのための出費とうたつた史料は少いが、放漫財政策による三司の出費の穴うめを内蔵が行なつていたと考えて大過なかるう。このほか、預買絹の本錢⁽⁵³⁾や、商人の飛錢⁽⁵⁴⁾（かわせ）の缺損補填などの臨時支出の例も知られる。

天禧二年（一〇一八）、李士衡があまり評判のくなくばしくなかつた馬元方に代つて大藏大臣に就任した⁽⁵⁵⁾。彼は有能な財務官僚で、それまでも、内蔵庫よりの支出依存をできるだけ抑えようと努力していたが、三司使になると一つの定例をうちたてた。

三司の上奏。「詔に従い、内蔵庫の當事者と會議した。今後、鹽稅錢と毎年別に銅錢六十萬貫を出して、左蔵庫に交付されんことを。」裁可された⁽⁵⁶⁾。

こうして、毎年定期的に、少くとも銅錢六十萬緡が左蔵に送られるようになったことは、從來のさみだれ式貸與の一部が定制化された、注意すべき現象と言えよう。この六十萬緡は年退錢と呼ばれ⁽⁵⁷⁾、以後、神宗の熙寧初めまでの約五十年間、毎年春初に左蔵に交付されつづけた。

仁宗の天聖以後、内蔵支出項目には西方の對西夏、北方の契丹防衛のための軍事支出、とりわけ糧食買付の資金が著しく増加する。すなわち、

内蔵庫の責任者が言つた。毎年六十萬緡を出して三司を補助することは、天禧三年十二月に始まつたものである。その時の詔書では、三司にこれ以上借用せぬよう嚴重に注意されている。明道二年から現在までの僅か四年間に總計九百十七萬

餘縉の錢帛が借出されている。

という景祐四年(一〇三七)の史料のよう(58)に年間二百萬縉もの財貨が支出され、その趨勢は、西夏との戦争が本格化した翌寶元から慶曆年間にかけて更に激しくなる。支出内容は單なる軍糧買付資金にとどまらず、軍兵への恩賞、その家族の救恤などを含み、特に絹帛類の出庫がめだつ。時の三司使張方平は、この間の事情を「慶曆二年以後、五年もたたぬのに毎年三百萬縉近い銀絹を内藏から出して三司の經費を助けられる」と述べている(59)。戦争のピーク時に於ける軍事費中大きな部分を占める糧食は、商人が江南から沿邊に調達し、代價を國都開封で受取つた。彼らに支拂われる銀・絹などは一十萬貫以上と言われ(60)、その多くが内藏の支出で賄われていたのであつた。こうした長期にわたるかつ多量な支出は、臨時費・非常時の出費だけにかたづけきれまい。むしろ、仁宗朝の末期には、内藏の財貨保有量が一時的に低下し、「百年の蓄積は空の帳簿を存するのみ(61)」と言われる事態を招くが、そのまま内藏庫の重要性や存在意義が失われたわけではない。このように、内藏庫よりの支出が恒常化すると、戸部が一々借用手續をとるのが非常に煩わしいことになる。かくて天禧二年に行なわれた改革が、神宗熙寧二年に王安石によって更に進められる。まず、舊來内藏庫に直接上納されていた金銀を先に左藏庫に入れ、その中から毎年金三百兩・銀五十萬兩を上納するようになり(62)、ついで五年、内藏收入の一支柱をなす新鑄貨幣に關しても同じような改革が施された。すなわち、從來の年退錢六十萬縉と三年に一回行なわれる南郊大禮の費用百萬縉(年平均三十三萬三千餘縉)を鑄錢監の年額百五十萬縉より差引いた十一萬六千餘貫だけを内藏に納め、他は戸部が直接受取るというものである(63)。中島氏はこのような動きを、「財務手續を合理化し簡捷ならしめるとともに、内藏庫の力を制限するという王安石の意圖が實現されたものと言えよう」と述べておられる。なるほど王安石の口にする「理財」の立場からすれば、内藏・左藏の關係は煩瑣で、つきつめてゆけば一本化という事態も豫想されないことはない。三司條例司を設け、新法を開始したその年からこうした改革が着手された意味は十分考慮されるべきであろう。しかし、これだけで王安石が本當に内藏庫の權限を縮少しようとしていたと斷定するのは、やや早計に失する。彼が政局を握ると、内藏庫より相當量のまとまった貨幣を借出し、新法の基金として注目される。熙寧

二年七月、發運司薛向に均輸法を行なわせた時に五百萬緡⁽⁶⁴⁾、四年九月、河北常平の糶本として百萬緡⁽⁶⁵⁾、翌五年市易本錢として百萬緡⁽⁶⁶⁾を貸與されたのがそれである。しかもこの場合には、それまでの多くの例と異なり、貸與された本錢を何年かに分けて、かなり嚴密に内藏に返却する努力がなされた⁽⁶⁷⁾。こうしたことからみると、むしろ王安石は内藏を合理化し、その富をより有効に運用することに力點を置いたのではなかったかと思われる。新法は國庫に關する限り大量の財貨をもたらし、その意味では成功であった。宮廷内の景福殿庫は擴張され、新しく元豐庫が作られたのも、それと無關係ではない。しかし、これまでの内藏庫の方は上述の改革が行なわれ、また金銀鑛山の納入財貨の三割を轉運使が截留(カット)して消費することが許可され、その他の内藏上供財貨も往々にして地方財政に流用されるなど、弱體化して行っているように見える。しかし、それらは前章でもふれたように内藏庫の運用の合理化と機能分化の方向で理解すべき事であり、内藏庫の意味の喪失とか、單なる權限の縮少というようには考えられぬ。神宗親政時代から哲宗の元祐年間にかけては、新しく開發された熙河路の軍糧買付などを除き、全體として内帑の出し惜しみの傾向が強⁽⁶⁸⁾く、内藏庫や元豐庫には錢物が山積するとさえ言われている。元祐六年(一〇九二)に至って、年間五十萬緡の貨幣または同等の財物が元豐庫に賜與される規定⁽⁶⁹⁾ができては、はかばか、史料上の制限から、北宋末までの内藏庫の推移は不明である。ただ徽宗時代の濫費と金軍の根こそぎとも言える略奪により、靖康末年には龐大な内廷の富はほとんど失われてしまったことは確かである。

江南半壁の領土に壓迫され、北方民族防衛のため常に軍事體制を強いられた南宋百五十年の間、内藏庫を中心とする内帑は、北宋にも増して皇帝權維持のために重要な意味を與えられていた。紹興三十二年(一一六二)の歲入六千萬緡の半ばは内藏に歸す⁽⁷⁰⁾と言われ、歲出をみても、紹興二十九年には五百萬緡⁽⁷¹⁾、三十一年の金軍侵入に際しては、九百萬緡が支出されているほどである⁽⁷²⁾。ただ南宋の場合は、一口に内藏と言っても、機能的に分化した左藏南庫や封樁庫(後述)をも含むことが多かったと考えられる。北宋時代のような重要かつ多額の支出はこれらの各庫が取扱い、相當量の蓄積をもつ宮城内の本來の内藏庫からは、飢饉・災害の見舞金や、お膝もと臨安の人民への救済や恩賜といった支出——より直接的な天子の恩澤と意識される——が行な

われるにすぎなくなつて⁽⁷³⁾いる。南宋中期以降は、本來の内藏庫よりの支出は一回に多くて十萬緡、普通は二萬緡程度であつた。こうした歳出面から内藏庫の性格をまとめてみると、次のように言えはしないか。北宋初期から神宗時代までは、内藏庫は三司の一般会計とならぶ、特別會計とも言ふべきものであつた。それはたてまえがうたうような、單なる皇帝個人の財貨で、非常時に恩惠によつて支出されるものではなかつた。否、それがなければ、國家財政の上で大きな障礙を起すことさえ豫想された。別の觀方をすれば、皇帝權を安泰ならしめる一機構として内藏庫が存在したとも言える。従つてそこには第一級の財貨が大量に集められ、その内容はできる限り祕密にされることが望ましかつた。しかし、尨大な軍事支出と官僚機構をかかえ、發達した中央集權制を布く宋代では、歳出の一部を常に臨時費という不安定な名目で内藏庫に依存し續けるわけにはゆかない。そこで内藏庫支出の一部、恒常的部分が固定・分離して、もう一つ財庫が作られた。つまり内藏・左藏の二重體制が、内藏・新財庫・左藏の三重體制となる。實際にはこの三庫は縦に一直線にならぶわけではなく、相互關係は複雑であるけれども、大筋としては、この三重體制が神宗時代から南宋末期まで續くと考えてよからう。その限りに於ては、内藏は一段奥に入った存在となつたことは否定できない。

では上述したようなかなり多くの支出にみあう歳入はどうして齎されたかを、數項目に分けて列記してみよう。

(一)新鑄銅錢 これについては上記中島氏の專論があるから、若干の補足説明を加えておくにとどめたい。

宋王朝が、これまでの王朝にみられなかつた熱心さで、鑛山の開發と錢貨の鑄造にあつたことは、しばしば指摘されている。北宋中期の銅錢鑄造最盛期には、全國で二十七銅錢監(造幣局)が開かれ、數字上、年額五百萬緡が鑄造された⁽⁷⁴⁾。とりわけ揚子江中流の江・池・饒、福建の建州四監で鑄造される百六十萬緡のうち、百五萬緡が内藏庫に上供されるよう定められていた⁽⁷⁵⁾。熙寧五年の改革で、このうち十數萬が内藏に、他は左藏に送られることになつた次第は先にふれたが、このほかにプラスアルファとして三十五萬緡程度が内藏に納められていたようである。また、

三司の申請。「今後、廣南東路より、銅・鉛・錫（鑄錢の原料）と内藏庫へ上供する銅錢を除き、さらに新鑄錢の中から、折二錢十萬緡を出して、内藏庫に送りたい。」認可された。⁽⁷⁶⁾

とあることなどから北宋中期には廣南の韶州・惠州二錢監からも、一定額の貨幣が内藏庫へ納入されていたとみて間違いない。それらすべてを合計して、北宋時代、實際に毎年どれくらいの銅錢が内藏の取分になっていたかは、正確にはわからぬ。熙寧九年（一〇七六）に、内藏庫に入る新鑄錢は八十六萬緡あったと言われる。⁽⁷⁷⁾これは、左藏庫が受取る九十萬緡を差引いた分だと思われるが、もしそうだとすると、それまでの歳出を考慮に入れて、年間五十萬乃至百萬緡が内藏庫に納入されて来たのでないかと想定される。張方平が言う、

造幣局の鑄造錢はことごとく宮中に入り、毎年餘分を出しては三司に供され、はじめて天下に流布することになる。太祖が南唐を平定され、江・池・饒・建の諸州に鑄造所を置かれてから、歳鑄額は百萬緡に至る。百年の歳入が蓄積され、財庫で錢がくさり、民間に充足するのは當然である。⁽⁷⁸⁾

といった現象は、やや誇張にすぎるが、左藏への定額支出を差引いても、毎年相當量の銅錢が内藏に補給されていたのであろう。

南宋に入ると、周知のように原銅の涸渇、銅錢の國外流出、鑄つぶしなどを主たる理由として、鑄錢額は著しく低下し、銅錢の缺乏を招く。紹興末年の記録では、産出銅と銅器を改鑄しても年額六十萬緡がやっとで、うち上供額は五十萬緡とされた⁽⁷⁹⁾が、それさえも、實際は十萬緡が内藏に入れられるにすぎない状態となる。⁽⁸⁰⁾この年額五十萬は左藏・内藏を合わせた數で、しばらくこの額面が標榜されたが、やがて十五萬緡に減少し、それも内藏と封樁庫で分割することになり、左藏には新鑄銅錢が入らなくなった。⁽⁸¹⁾なお、熙寧二年から五年にかけて作られた、左藏より内藏へ定額の銅錢と金銀を送る制度は、南宋の前半には存続していた。乾道六年（一一七〇）のそれは左藏西庫より、毎年正月に金三百兩、銅は三ヶ月づつに分けて計五萬兩、銅錢は毎月二萬緡で計十五萬緡と言われる。⁽⁸²⁾これも紹興四年（一一三四）に戸部の内藏庫供納錢が夏季五萬緡と言われているところから

考えると、内容的には時により變動もあつたかと想像される。しかし、銅錢の缺乏し會子の流布した南宋中期以後に、この制度がどのようになつたかは、知ることができない。中島氏が指摘されるように、上供新鑄錢の財政上占める重要性は、南宋に入つて確かにうすらいだ。といつても、それは必ずしも、内藏庫の重要性の減少を意味しない。内帑に入れられる銅や絹帛の比價は、北宋時代よりはるかに高騰しており、それらを貯えることによつて、内藏庫は、たとえ新鑄錢がほとんど入らなくても、十分體制が維持できたと考えられる。銅錢に代る不安定な會子などは、むしろ内藏庫が直接收藏する對象にならなかつたと言つてよからう。⁽⁸⁴⁾

(二)金銀 これは坑冶の收入と上供の二つに分けて考える必要がある。宋代に於ても、鑛山の採掘金屬は、いわゆる「山澤の入」の一つとして、すべて宮廷に歸屬するのが原則であつた。鑛山産出物のうち、貨幣や武器の原料になる銅・錫・鐵などを除く金・銀が内帑に納入されるわけである。ただ、その實態を物語つてくれる史料は必ずしも多くはない。制度的には、

江南等の路の提點銀坑冶司が管轄するあらゆる金銀鑛山で採掘收納した金銀は、今後、舊來の慣例により、全額内藏庫に納入すること。所屬の州軍に委託し、翌年春季に至つて發送納入させよ。⁽⁸⁵⁾

と言われ、こうした坑冶の収益は、左藏庫と無關係であつたことも、別の史料から確かめられる。⁽⁸⁶⁾ 宋會要食貨三十三にみられる「山澤の入」と名づける統計は、畢仲游の『中書備對』によるものであろうが、ここでは金一〇四八兩、銀約十三萬兩が擧げられているにすぎない。同じ頃の全國産出額は金一萬兩、銀二十萬兩を越えているから、「山澤の入」はそれらの一部であろう。しかし、残りがどのように取扱われたかはわからない。こうした坑冶司管轄下の金銀は、元祐年間に七・三に區分されて、三割は地方費に流用されている。⁽⁸⁷⁾ さらに徽宗時代に至ると坑冶を新舊という名目に分け、一部を大觀東庫に納入させて、皇帝乃至權力者の個人的奢侈のために亂用されることになる。南渡以後の坑冶から内藏へ送られる金銀の實態は、史料の制限に妨げられていっそう明らかではない。

一方、宋會要食貨三十三には、總稅收の數・諸路上供の數という統計が掲げられ、前者については金三萬七千九百兩・銀二

百九十萬兩、後者については、金一萬七千・銀百一萬兩と記録されている。これら上供の金銀が内藏と左藏で配分されたことは間違いないが、どのような割合で何時からそれが行われたかは、これまた不明の點が多い。陳傅良の言によれば、

四川の金銀は、皇祐三年(一〇五二)からいづれも内庫に納められ、その餘の福建・廣東・淮南・江南東路は、項目をたてて部分的に納入している。しかし十年間の収入は甚だ不均等である。⁽⁸⁸⁾

とあるから、内藏庫創設のごく當初から絹帛などと同様に、地域・徵收項目などによって、金銀も内藏向けと左藏向けに區別されていたと想像される。これは必ずしも合理的でなかったため、既述のように熙寧二年に、毎年金三百兩・銀五十萬兩を左藏から内藏に送る改革がなされ、この規定が南宋に至るまで守られたのである。内藏庫にとっては、こうした金銀と次にのべる絹帛が最も重要であったことは、南北兩宋を通じて變らなかつた。

(二)上供絹帛 租税・和買などによって徵收された米・布帛・貨幣・銀などは、品目ごとにその大部分が、國都に上供されて来る。陳傅良はかかる上供綱運の歲額の定まった時期を、米・錢・銀については、それぞれ景德四年(一〇〇七)・天聖四年(一〇二七)・大中祥符元年(一〇〇八)におき、絹帛は不正確ながら咸平三年(一〇〇〇)には成立していたとみている。⁽⁸⁹⁾ ほぼこれと同時に、上供銀絹中の内藏庫納入分もきまっていたと思われる。國初にあつては、上供財貨はすべて左藏庫に納入され、やがてその餘剩分が内藏庫にプールされるようになった過程は既に述べた。ところが内藏に送られる絹帛は、間もなく、單なる餘剩でなくなり、地域的に納入割當が行なわれはじめている。太宗の至道三年、河北三十五州軍・淮南二十一州軍をはじめ、江南の建業・鎮江の絹が内藏に送られ、⁽⁹⁰⁾ 眞宗の咸平四年、山東の青・濰・登・淄・萊五州の絹がいづれも内藏に直送され、⁽⁹¹⁾ 大中祥符八年には、四川の綾・羅・錦・鹿胎などの高級絹織物は、みな内藏の帳簿に記入されることによつて、それが推測される。時代が下るにつれて、こうした方式は固定化し、どの地方の絹帛はどれだけが内藏へ送られるときまり、⁽⁹²⁾ その額も決して少いものでなかつた。たとえば、平時に淮南一路から内藏に上供する紬絹は九十萬匹であつたと言われている。⁽⁹³⁾ 南宋に至つても、やはり地域別の内藏庫納入絹帛額はきまつており、南宋初期には盛んに、某々州から内藏へ納入すべき錢帛を何年分か

免除するという史料が現われる。⁽⁹⁵⁾ 布帛の場合、特に内藏庫に納入される總額や種類はわかりにくい。なお絹帛については、金銀と違って保存上の問題がある。棚積みになった絹帛を十分の一の安値で賣出したり、⁽⁹⁶⁾ 三司を通じて賣出足帛場に持ち出し、代價の銅錢を内藏庫に納めさせたりしている記録があり、⁽⁹⁷⁾ その運用はなかなかめんどうであり、おそらく宦官や有力者の私腹を肥やすことも多かつたであろう。⁽⁹⁸⁾

(四)香藥 宋代三百年、廣州・明州・泉州などの諸州に設けられた海外貿易特設官廳^{II}市舶司を通じて、香料・藥材が大量に輸入された。それらは專賣の枠をはめられ、一旦國都に集めてから賣捌くことになっていた。眞宗の景德四年(一〇〇七)に次のような命令が出ている。⁽⁹⁹⁾

杭・明・廣州の市舶司が犀角・象牙・珠玉を運搬して國都に到着したら、いずれも内藏に納め、不用品に選ばれたものは香藥庫に納入する。諸州より來る香料・藥品も、やはり、上等・貴重品は内藏に入れ、二級品は香藥庫に入れる。

ここで言う香藥庫とは、普通内香藥庫と呼ばれ、やはり内廷に置かれ、主として朝貢の香藥を貯藏しておく庫である。いずれにしても、北宋初期には香料・藥品・珠玉等の輸入禁制品は、皇帝の直接掌握下におかれ、特に上質のものが内藏庫に貯えられたことが知られる。こうした香・藥は、主として榷貨務を通じて賣出された。宋代に入って財政の一支柱となった專賣制度運営のために設けられた役所が、この榷貨務にはかならない。榷貨務の取扱う物品は香藥のみに限らぬが、次の史料は、おそらく内藏から出た香藥が榷貨務をへて商人に賣捌かれ、その代價が再び内藏庫にもどるようになる規定と見做される。

榷貨務が商人と取引した代價の金銀・銅錢は、いずれも内藏に納入して貯えておく。一方、紬絹や眞綿類は左藏に⁽¹⁰⁰⁾入れるが、なお數量に従い、左藏庫の銅錢と交換して内藏に入れる。

市舶司の輸入香藥がこの後ずっと同じような形で内藏庫に受入れられたかどうかは、跡づけることができない。しかし、こうした專賣品乃至貴重品は、恩賜や宮廷の寶飾・奢侈といった點からも、皇帝の直接掌握下におかれる可能性が強かつたと考えてよからう。なおそれと關連して、宮中には奉宸庫と呼ばれる、純然たる天子の私藏庫があつたことも附言しておきたい。⁽¹⁰¹⁾

奉宸庫は宜聖殿内庫・崇聖殿受納眞珠庫そのほか三庫計五庫の總稱で、宦官が管理し、特に貴金屬・珠玉などを皇帝の私財として貯えた。従つてこの奉宸庫には朝貢・海外貿易などによる逸品が聚められていたのであり、外部に對しては餘剰が恩惠的に放出されるにすぎない。⁽¹⁰²⁾

(五)その他 以上のほか、なお幾つかの歳入源を内藏庫はもっていた。そのうち、王安石の新法以降、恒常的に内藏庫の歳入となっていた坊場錢については、特に注意しなければならぬ。新法實施までは、一定期間、衙前の職役を勤めた人間に醸造權を與え、その収益でこれまでの苦勞を償わせる制度によつて酒の專賣は實施されていた。ところが、募役法によつて、職役と醸造權は分離され、酒の製造が希望者の入札請負制によつて行なわれはじめると、毎年かなりの貨幣收入が國庫に見こまれることになった。その中から毎年百萬貫が定期的の内藏庫に入れられ、その規定は南宋に至るまで相當嚴重に實施されたのである。南宋中期の台州の地志『嘉定赤城志』をみても、詳細に列擧した上供の税目中、坊場正名錢だけは内藏庫に發納すると明記してある。⁽¹⁰⁴⁾ また開封の官有土地家屋の賃貸料も最初は内藏庫に入れられていた。⁽¹⁰⁵⁾ それは北宋中期には年間十四萬貫程度の小額にすぎなかったが、唐以來の傳統に従つて宮廷費と見なされていたため、内藏庫に納入されていたものであろう。しかしこれは後に戸部の一般會計にうつしかえられた。その他、内藏庫收納項目としては官有牧場を農地に轉用した時の税租と⁽¹⁰⁶⁾ 軍器の材料として用いた牛革の餘分を賣却した收益など⁽¹⁰⁷⁾ 二、三を知ることができる。

こうした内容の歳入合計を數字であらわしたものは、北宋中期皇祐年間(一〇四九―五三)の二百六十五萬七千餘と、治平年間(一〇六四―七)の百九十三萬三千五百餘が記録に残っている。⁽¹⁰⁸⁾ この數字は、當時の統計によくある貫・匹・兩など單位の異なるものの數字部分を寄せあつめただけで、貨幣單位に換算していない恐れも十分あるし、また左藏への年退錢を含むか否かも判然としない。ただごく内輪に見積つても年間、最低百萬の蓄積は可能であつたと推定される。従つて、國家財政がよほどの危機にさらされたとき以外は、豫想以上に潤澤な財貨が貯えられ、一般會計の赤字補填・特別支出(軍事・祭祀)の役割を恒常的に果たすことができたと言ひ得る。こうした内藏庫の性格は、宋代三百年のあいだ基本的には動かなかったと考えられる。

二 左藏庫について

(イ) 沿革

左藏庫は唐以來の傳統をうけて國初より存置され、天下の租稅收入を受けいれて、官吏、兵員の俸給・賜與に支出する財庫であった。⁽¹⁰⁹⁾それは三司のちに戸部（大藏省）の直轄下におかれ、元豐以前は形式的に、以後は實質的に太府寺の監査を受けた。國家の歳入歳出の大きな部分がここで取扱われ、従つてまた表向には中央財庫の中核的存在であると言つてよからう。

この左藏庫は北宋時代には、宮城東南の一角、左長慶門の東にあり、南北に分れた幾つかの棟をもつていた。その北棟の一部は上述の如く、太平興國三年に内藏庫となつたが、それを除いてもなお太宗時代にはこれら左藏の各庫に、財貨が滿ち溢れていた。

禮部員外郎賈黃中、左補闕程能、左贊善大夫馮瓚に命じ、左藏の三庫を分擔掌握させた。これより先、銅錢と金銀・布帛を一緒に管理していたが、年ふるに従い蓄積量が増加したので、始めて區分するよう命令された。太宗は側近に言われた、「(中略)財貨はみちあふれている。この状態では、別に官吏を置いて、職務に専念させなければならぬ」⁽¹¹⁰⁾。

それ以來、左藏庫の體制はしばらく試行錯誤をくり返す。まず淳化三年(九九二)には、銅錢・金銀・布帛の三種類につき、それぞれ、受納と支出を取扱う右藏・左藏、計六庫の分割が企てられた。しかしそれが煩雜なために、一年足らずでやめられ、銅錢・金銀・絲綿(まわた類)・生色雜色匹帛の四庫となつた。⁽¹¹¹⁾さらに大中祥符二年(一〇〇九)には、銅錢・金銀・絲綿三者が一庫とされ、⁽¹¹²⁾七年に至つて生色・雜色匹帛庫が生熟匹段庫と改稱された。⁽¹¹³⁾おそらくこの頃、左藏庫は、銅錢・金銀關係の左藏南庫と、布帛を取扱う左藏北庫に分れたと思われ、管理・運用の實際面からしてもそれが妥當な形であつた。左藏南北庫の呼稱は、北宋末徽宗の政和六年(一一一六)、新改築を機に東西庫と改稱され、⁽¹¹⁴⁾以後南宋末までうけつがれる。宋室が南遷し、臨安に國都

が定まると左藏庫は、まず宮城の北門和寧門の東北隅に設置されたが、次第に狹隘を告げ、紹興二十三年(一一五三)、宮城から遠く離れた羅城東北隅、清湖橋の畔に移轉した。⁽¹¹⁵⁾かくて位置の點からも宮廷とは隔絶してしまったのである。そして東庫は布帛を、西庫は金銀・銅錢・會子などを取扱ひ、當然のことながら西庫の方が重要視された。左藏庫は國都のほかにも、宋史職官志によれば、北宋時代、西京(洛陽)北京(大名)南京(商邱)の三京にも設けられたとあり、⁽¹¹⁶⁾北京左藏庫や南京左藏庫の存在を裏書する零細な史料もあるが、⁽¹¹⁷⁾これらは京輔の形式的官廳か三京の經費だけをまかなう機關であり、全體としてはあまり問題にする必要もなさそうである。また南宋になると、左藏南庫・左藏封樁庫と呼ばれる財庫が出現し、甚だ紛らわしい。これらは左藏という字を冠してはいるが、戸部直轄下の左藏庫とは性格を異にするため、次章でまとめて論ずることにしたい。ここでは、左藏庫が、北宋末の政和年間までは南北庫、以後南宋末までは東西庫より成っていたことだけをはっきりさせておく。

(四) 管理機構

左藏庫の官制はかなり詳細に知ることができる。少しこまかくなるが、宋代の財庫がどのように管理されていたか、他を類推する一助として記述してみたい。それは、提轄官・監官・監門官などの官員、專知官以下數段階の胥吏、それに巡邏・警備の兵士という構成をとる。

提轄官はじめは左藏庫を外側から査察する職務であり、従來は太府寺がそれを行っていた。紹興二十七年(一一五七)に至って、戸部が所轄部局の丞・簿の中で計理に明るい者一人を選び、左藏庫提轄檢察官を兼任させる制度をはじめた。⁽¹¹⁸⁾やがてその重要性にかんがみ、乾道七年(一一七二)には專任ポストに昇格し、⁽¹¹⁹⁾數人の監官の上にたつ左藏庫の總轄責任者としての任務が與えられるようになった。⁽¹²⁰⁾この提轄官は、南宋に入つて、主要な財務官廳である權貨務、文思院、雜賣場・雜買務にも設けられ、左藏庫のそれと合わせて「四轄」と呼ばれた。『夢梁錄』などにもその記事が載せられている。⁽¹²¹⁾これには財務官僚の中でも優秀分子が任用され、監司や三館などへの出世コースとして、一時は儲材の地とさえ稱された。⁽¹²²⁾しかし、財務官僚を蔑視する空氣は破り得ず、この提轄官は次第に形式的ポストになり下つてゆく。

實際上に左藏庫業務の中心となるのは監官である。これは大中祥符五年(一〇二二)に二名であつたが、熙寧までには五名に増員され、以後宋を終るまでこの數が定員とされた。五名の監官は、金銀・銅錢の方に三名、布帛の方には二名が配置され、また文官が三⁽¹²⁵⁾、武官が二といううちわけである。南宋の例でみると、文官は監左藏東(西)庫、武官は同監左藏東(西)庫と呼ばれた。⁽¹²⁶⁾ 文官の監官は從六品か正七品で、いわゆる「監臨官」の範疇に入り、直接人民を教化し統治する「親民官」にくらべて輕視されがちであつたが、實際上の重要性から、將來中央政府の指導者となるべき人物が左藏庫の監官を經驗している。第二位で科擧に合格し、北宋の名臣と謳われた韓琦はその代表である。⁽¹²⁷⁾ 彼がこのポストにあつたことは、以後この官職が他の監臨官とは多少違つた目で見られる理由となり、⁽¹²⁸⁾ あるいは知縣を經驗して實績をあげた人、⁽¹²⁹⁾ 武臣なら親民官の經歷をもつ六十歳以下の者などといつた制限がつけられている。しかしこれも掛聲の方が大きく、南宋中期以後は次第に形式化し、單なる武階の所有者や、經驗の浅い選人のポストに變り、その職務は胥吏に委ねられる方が普通になつてしまふ。⁽¹³¹⁾ 北宋のはじめから、左藏庫の監官の任期は、利權をめぐる汚職防止のため特に二年と定められ、時に三年一任期にかえられることがあつても、大體は二年が守られていたようである。⁽¹³²⁾ 監官の任務で最も重要なことは、搬入されて來る財貨を正確に調べて受取る監交と呼ばれる手續である。なお北宋の中期までは、この財貨受納に際し、宮中より監官が派遣されて監視の任に當つたらしいが、韓琦によつて廢止されたと傳えられる。⁽¹³³⁾

左藏庫には、大量の財貨が貯えられているだけに、火災と盜難の防止が配慮され、臨安のそれなどは二重の障壁で圍繞されていた。⁽¹³⁴⁾ そこに設けられた都門・中門の二門に監門官と呼ばれる官員が配置されている。⁽¹³⁵⁾ これには選人もしくは下級武官が充てられるが、こうした低い官職にしては少い堂除と呼ばれる手續で任命されていた。

なお、左藏庫の場合にも、元豐官制改革以前には、左藏庫使(副使)、西京左藏庫使(副使)という稱號がみられる。これは内藏の場合より低い武階で、元豐以後はそれぞれ武顯大夫(武顯郎)、と改められている。

こうした監官の下にあつて實務に携わるのが胥吏である。宋代の中央各官廳において胥吏がどのような形で活動していたか

は、必ずしも十分に解明されておらず、⁽¹³⁶⁾比較的史料の豊富な左藏庫の胥吏について觸れておくこともむだではあるまい。

左藏庫の胥吏の種類や人数については、南宋初期にまとまった記録がある。表示すれば左のようになる。⁽¹³⁷⁾この表のような區分が何時から定まったかは不明で、また同じ南宋でも人数にしばしば變動がみられる。ただ錢穀財貨を扱う庫藏の胥吏は、およそこのような構成をもっていたと考えて大過はなからう。さてこの表の胥吏の性格・役柄はまた幾つかに分けられる。まず專知・副知、略して專副と言う胥吏は、正式には專知官・副知官と呼ばれるように、官と吏の接點に當るポストであった。その性格は次の史料によく現われている。⁽¹³⁸⁾

左藏庫からの上申書によると、專知官二名は、左藏庫の内規では、本庫が場務の經驗ある下級武官を選出し、吏部に申告して任命してもらうことになっている。ところが、吏職であるために手がないので、戸部が下級武官を選び、⁽¹³⁹⁾掌管左藏庫出納官物使臣”という肩書を與え、專知官の給料のほか、毎日食錢二十貫を加え、朝廷に上申して辭令をいただき、監當官の資格で待遇してもらおう。なお、左藏監官と同座はせず、別に官舎をおき、出納の際には、先に點檢・書押する(下略)。

左藏庫胥吏一覽表

監門	左藏西庫		左藏東庫		專知副知押司手分書手庫級兵士
	下界	上界	下界	上界	
	1	1	1	1	
	2	2	1	1	
	2		2		
2	12		12		
	3		3		
2	25		20		
	25		25		

これによると、左藏庫は、その重要性のため、本來吏職である專知官に、特に下級武階の從義郎から承信郎の肩書を持つ者——彼らは恩蔭・買官・胥吏出職などがほとんどであったろう——を充當することになっていた。しかし、なり手がないので、掌管左藏庫云々という名目を作り、とりつくるおうとしたのである。專知・副知はこのように、官に最も接近した胥吏で、永いステップがあがって來た胥吏が最後に到達

し、その任期終了後は流外出官乃至出職という呼稱で官(下級武官)になり得るポストであった。⁽¹³⁹⁾ また専・副には界と呼ばれる二年の任期があり、⁽¹⁴⁰⁾ 監官と同じように交代させられ、その点でも以下の胥吏と異なっていた。

次に、押司・手分・書手は、いずれも事務系の胥吏で、帳簿事務・庶務を擔當し、この順番で昇進した。また庫級は、庫内の物品を取扱う下級胥吏で左藏庫のように財貨を扱う庫藏では、庫子・揀子・掐子・秤子などに分れる。庫子は總括的な庫内の労働に従い、揀子は主として布帛の選別、掐子は貨幣の取扱い、秤子は金・銀の秤量というように、職務分擔が定められている。庫級をはじめとした左藏庫の胥吏になるには、保證人と保證金を要し、前科のないことが条件とされた。⁽¹⁴¹⁾ この場合の保證金または抵當物件は、身元の確認とともに缺損がでた場合の賠償とも關係したのであろう。南宋淳熙五年(一一七八)の例では、庫子の抵當財産は五百貫と言われ、⁽¹⁴²⁾ その額は農村でいえば、いちおう自營できる第三等戸から第二等下級戸の財産額に相當する。⁽¹⁴³⁾ また保證人は、現役の専・副がなったこともあったらしい。これは胥吏内部の親分子分の關係が逆に制度化されたとも考えられる。

大量の財貨を直接手にする左藏庫の胥吏に對しては、不正防止のために、早くから嚴重な罰則が設けられていた。淳化四年(九九三)の規定では、贓錢百錢以下杖八十、以上百、一貫以上は徒一年半相當で、顔に入墨をして開封府の廂軍に配屬し、⁽¹⁴⁴⁾ 五貫以上は流三千里相當で、入墨して開封の官窰工場に配屬し、三十貫で死罪ときめられた。⁽¹⁴⁵⁾ また胥吏が惡事を働くのは監官の責任であるとして、その方の罰則もきめられていた。このような禁令や法規は、「左藏專格」と呼ばれる法規集にことごとまかに収録されていたと想像されるが、⁽¹⁴⁶⁾ 實際問題として、提轄・監官・胥吏の不正の排除にどれくらい有効であったかは甚だ疑わしい。

(ハ) 機 能

左藏庫はその歳入をなによりも賦稅收入の財貨部分に仰いでいた。兩稅・和買などの形で徵收された金銀・銅錢・布帛類は、一部を残して上供と名づけられ、北宋なら開封、南宋なら臨安に運搬された。前章でふれたように、國初はそれらすべてが左

藏庫に入ったが、間もなく内藏むけと左藏むけの區別が生じ、どちらかといえば二流品が主として左藏に納入されるようになる。

およそ、天下の筋の通った税目、徴收しやすいもの、多額のものはいずれも内藏庫や封樁庫に歸屬し、ただ名目がかんばしくなく、たいへん徴收しにくいものが戸部(左藏)に歸屬する¹⁴⁶。

と朱熹は言っているが、特に南宋ではこうした傾向が強く看取される。『嘉定赤城志』には、南宋中期、台州で徴收された賦税がどのような名目でどれくらい左藏に送られたがくわしく載っている。そこでは、坊場錢を除くすべてが左藏庫に入ったように見えるが、實際には、臨安に来て封樁庫や左藏南庫にも配分され、左藏東西庫に入るのは限定された量であったと思われる。

左藏庫が取扱う財貨の總數は一體どれくらいであったのだろうか。ごく大まかにみて、戸部の毎月の支出は、北宋末の宣和年間で九十萬緡(年一〇八〇萬、南宋紹興三年一一〇萬緡(二三〇萬)、紹熙元年には一五〇萬緡(八〇〇萬))と¹⁴⁷言われる。また戸部が主として擔當していた國都の百官・胥吏・軍隊への正規の俸給としては、北宋の熙寧年間には月三六萬、宣和で二二〇萬、南宋初期に八〇萬、慶元年間で一二〇萬と¹⁴⁸言われる。これで見ると、支出の大部分は俸給に喰われ、¹⁴⁹聖節や年例雜支、契丹への歳幣などの經常費を加えると、常に赤字となって不思議でない帳尻であった。北宋の初め以來、大藏省が毎年のように内藏より融通してもらい、下って元祐時代には、蘇轍をして、

左藏庫の銅錢の一月の支出額はたいいてい五十萬緡で、ほとんど餘剰がない。その他の金帛諸物には多少餘分があつても、やはり頼りにできない¹⁵⁰。

と言わしめる状態が續いている。つまり戸部左藏庫は、毎年支出額の一定している項目、言いかえれば、國政運営上必要最少限の第一次支出を受持たされていたと考えられる。こうした平常時の支出でさえ、兵七・官三とか、兵七・吏二・官一とか言われる割合で人件費としてほとんど消えてしまうのである。従つて戦争が起り、兵員を増募し、恩賞が加わると、左藏庫は最初から支出能力なく、内帑に頼りきらざるを得なくなる。

ところで、國家全體の歳入からみた左藏庫の役割を眺めておく必要がある。これも甚だ大ざっぱな計算しかできないが、全歳入は、北宋天禧末三六〇〇萬緡、熙寧五〇〇〇萬、南宋の乾道五五〇〇萬、寧宗時代六〇〇萬から六八〇〇萬と言われ⁽¹⁵¹⁾る。これを先にあげた戸部の歳出とくらべると、左藏庫の受持ったのは大體三分の一程度であったことがわかる。とりわけ南宋では、財政權を握った四總領所が實際上は戸部から半獨立的に活動し、戸部左藏庫の掌握する部分は、北宋時代よりさらに限定を受けていたと言つてよい。

宋代に至つて財政官廳の重要性が前代と比較にならぬくらい高まり、特に元豐の改革までは、その元締の三司の權力が強大であった。しかし、三司の扱う財貨はやはり全體の中の限られた部分であり、國家財政は内帑なしには半身不隨の活動しかできないしくみになつていたのである。

三 第三の財庫

(1) 元豐庫 大觀庫

熙寧二年(一〇六九)に始まる王安石の改革の結果として、神宗の元豐三年(一〇八〇)に新しい財庫が設立された。これが元豐庫である。⁽¹⁵²⁾それに先だち、上述した景德殿庫の大擴張が行なわれている。當時の記録は次のように伝える。⁽¹⁵³⁾

神宗はいつも北狄の屈服せぬのを憤り、幽燕を恢復する志を深く心にいだかれていた。景福殿庫に金帛を聚めて軍費とされたが、元豐元年に始めて庫名を改め、御製の詩を作つて各庫に一字づつ掲げられた。

五季 失 圖 五季圖を失してより

獬豸 孔 熾 獬豸(契丹)甚だ熾し

藝祖 造 邦 藝祖邦を造り

思有懲艾 思い懲艾にあり

爰設内府 ここに内府を設け

基以募士 基きて以つて士を募らんとす

曾孫保之 曾孫これを保し

敢忘厥志 敢てその志を忘れんや

すべて三十二庫。のち、一杯にあふれたので、新庫を作りまた詩が掲げられた。

每度夕惕心 毎に夕惕の心を度しみ

妄意遵遺業 妄りに遺業に遵わんと意う

顧予不武姿 顧うに予の不武の姿

何日成戒捷 何の日か戒捷を成さん

こうした景福殿庫の膨脹は、新法による歳入の増大、特に貨幣収入の増加によつてもたらされたことは疑いない。ところがこの宮廷五十二庫のその後の経緯、あるいは内藏庫との關係を物語つてくれる史料は全くない。當時の人たちでさえむしろこれを元豊庫と同一線上において考へていたかの如くに見える。⁽¹⁵⁴⁾なるほど新法による財貨の中央集中の結果できたという共通點はあるが、元豊庫とこの五十二庫は置かれていた場所も違ふ。あるいは五十二庫の財の一部が元豊庫に移されたのであるかもしれないが、ここではいちおう別個のものとして考へておく。

元豊庫についての最もまとまつた史料は、『皇朝編年綱目備要』に載せられている。⁽¹⁵⁵⁾

我が朝の財政は以前は三司が管轄していた。熙寧の改革で王安石が首相となつて始めて、宰相が財政を掌握すべしとの説を持し、遂に三司の權を分割した。正税・商税・貿易・貢納の利は三司に歸屬し、專賣茶鹽・鑛山・戸絶没官・禁軍闕額等の類はすべて朝廷封樁ということになった。この制度が行なわれてかなりの間に、餘剩がつみ重つた。この年(元豊三年)

司農寺の南に元豊庫を創設してこれを貯え、三司に關與させなかつた。元豊の官制が行なわれて以來、戸部の歳入はわずか四百萬緡で、その他は盡く元豊庫に入り、非常の用を待つといわれるようになった。支出に際しては、必ず該官廳が必要數を宰相に上申し、合議の結果、勅許を経ねばならず、天子とて勝手に使うわけにはゆかなかつた。

この記事にはなお檢討を要する部分があるが、大勢をうかがうには差しつかえない。ここで舉げられてくる歳入項目は、必ずしも新法に關係あるものばかりではない。しかし、

各路の提舉常平司から常平ならびに坊場の積剩錢五百萬緡を元豊庫に輸送せしめよ。⁽¹⁵⁶⁾

という元豊五年の詔勅や、同じ年の、

江南を主とする十二路の常平錢八百萬緡を元豊庫に送納せしめよ。⁽¹⁵⁷⁾

などという命令は、新法の收益が元豊庫に送られた證左とならう。宋史食貨志には、徽宗時代に入ってから元豊庫の歳入項目が列記されている。常平・坊場・免役・紬絹・貼輸東北鹽錢・鬻賣在官田屋錢・樁管封樁權添酒錢・侵占房廊白地錢・公使庫遺利錢などがそれである。⁽¹⁵⁸⁾ これらの多くは、提舉常平・司農寺という新法推進機關で取扱つた収益項目であり、元豊庫が司農寺の南に建てられたのも、決して偶然でなかつたことを思わしめる。

元豊庫は左藏庫と同じく外廷にあり、形式上は内藏・左藏のように太府寺にも監査されたが、戸部とは切離されており、戸部が元豊庫にタッチしたり、財貨を流用することは嚴禁されていた。この財庫の性格について、宋代の史料には、それを宰相の財と名づけ、御前の財(内藏庫)、戸部の財(左藏庫)と鼎立させている場合がある。⁽¹⁵⁹⁾ この點を捉えて中島氏は、「王安石によって宰相の權限は著しく伸張し、その經濟的裏付としての元豊庫は内藏庫・左藏庫を凌駕する重要性を得るに至つた」と述べておられる。⁽¹⁶⁰⁾ それは確かに一面の眞理を含むが、元豊庫にはじまり、南宋に至る幾つかの財庫の流れをみていると、なにか釋然としないものを感じる。

理財を唱える王安石は、肥滿しすぎた三司を改革し、財務行政の合理化を意圖した。それは一方では、新法を行ないやすく

し、彼自身の権力の強化につながるものでもあった。しかし彼が全権を委任されていた熙寧年間の足かけ八年には、宰相の財庫といった性格のものは建てられていない。この期間、相當多額の融資が内藏庫より行なわれ、内藏と左藏の調整がはかられたことは前にふれた通りである。彼が内藏庫の財貨を最大限有効に利用しようとする意圖したことは間違いないが、それを縮少したり、あるいは宰相の財庫を作ろうとした形跡は稀薄である。むしろ、朝廷封樁といった名のもとに景福殿庫などの内帑に蓄積が増加していったとさえ言うことができる。その王安石が下野し、神宗親政時代に入って、はじめて元豊庫が設立される。従って元豊庫は宰相の財政権掌握のためのものであるとは簡単にいいきれぬし、また宰相の権力を増大するための財庫を皇帝が安易に認可することにも疑問がある。三司にも皇帝にも直屬しない形の元豊庫がその時の力關係によって、宰相の財庫のような受取られかたをしたこともあったと思われるが、本質的にはもう少し違う性格をもっていたと言えよう。その答は暫く措くとして、元豊庫は哲宗元祐の舊法黨時代にも依然として存続した。

元祐三年(一〇八八)に尙書左右司に屬する元祐庫が作られた。⁽¹⁶¹⁾これは錢物を封樁する庫と言われ、從來内帑に貯えられたものを外に出したり、或は地方にプールされていた元祐二年以前の財貨を中央に吸上げてできたものである。⁽¹⁶²⁾しかしこの庫は間もなく元豊庫に合併されてしまう。蘇轍は、

熙寧以來、各地の青苗・免役・坊場の寛剩錢は、もとは現地でプールし上供數目に入れなかった。元祐はじめ、新法が廢止されて、寛剩錢がいたる所に山積した。そこでお倅方が工作され、船團を組んで都へ運び元豊庫を置いて收納し、陝西の糧秣買付にあてられた。いったい元豊庫は、この錢貨が中心で、その他はとるに足らない。⁽¹⁶³⁾

と言い、また、

元豊庫と内庫には錢物が山積し、數えることは不可能である。⁽¹⁶⁴⁾

と述べている。新法實施時代にはその利潤が、元豊庫に入り、新法廢止とともに、それまでは地方にプールされていた各法の寛剩錢(附加徵收分)も中央元祐庫に送られた。そして間もなく両者が合體して元豊庫と總稱され、⁽¹⁶⁵⁾相當量の蓄積をもったことが

わかるのである。この後、紹聖・元符から徽宗・欽宗時代に至るまで元豊庫に関する史料を採ることができる。⁽¹⁶⁶⁾そこに貯えられた財貨は決して少ないものではなく、表向には陝西を中心とした軍事費に支出されたりしていたが、最後には金軍の掠奪に遭い、姿を消すことになる。

元豊庫と並行して徽宗時代には、大觀庫・崇寧庫⁽¹⁶⁷⁾・宣和庫といった、年號をつけた財庫が多數設置された。このうち大觀庫は、元豊庫の制度を眞似、抗治の収入を貯えたと言われるが、どうも蔡京が自分の權力の臺所としていた臭いがする。⁽¹⁶⁸⁾大觀庫は東西に分れ、東庫には金銀・絹帛のほか、香藥から當時流行した文房の貴重品——端溪の硯三千枚、張鉞の墨十萬斤——といったものまで貯藏されていた。⁽¹⁶⁹⁾一方西庫は銅錢だけを貯え、崇寧年間に改鑄した良質の當十錢を借んだ蔡京がこれをプールしたのに始まり、政和年間には權貨務の歲入貨幣もここに收納され、一時は總額三・四千萬緡にも上ったと傳えられる。⁽¹⁷⁰⁾このほか發運司の上供錢や提舉常平の取扱う抵當物件の流れなども大觀庫に入ることがみえている。⁽¹⁷¹⁾その支出細目は明らかでないが、政和五年以後の姦臣たちの濫費によってからっぽになったと蔡京の子蔡條は言う。⁽¹⁷²⁾宣和庫はその蔡條が建てた財庫だが、王黼の應奉司に對抗する自己の點數かせぎのものと言われる。⁽¹⁷³⁾このように徽宗時代、歲入項目別に權力者がいろいろな財庫を作ったのは、支出の手續が煩雜錯綜すると、それだけ自己の懷を肥やすのに便利だという側面も確かにあつたろう。その意味で、大觀庫や宣和庫は宰相の財庫と言えぬことはない。しかし大きな流れから見ると、それは二義的な問題ではないだろうか。宋初の内藏・左藏の二重體制は、内藏からの支出が恒常化するに従い、その機密性・權威性を相對的に減少し、また實際運營面でもスムーズに運ばない。王安石は財務の圓滑化という點からその改革に着手した。他方、新法によって財貨、特に貨幣の中央への吸いあげと運轉はいちおう成功し、國庫は豊かになった。この波にのって神宗は新しく第三の財庫、元豊庫を作った。それは、内藏庫支出の恒常部分を宮廷内から外へ獨立させたものと考えてもよい。元豊庫は財源の性格とも關係して、戸部には直接タッチさせられず、宰相・皇帝が運用權を握っていた。従つて、時には宰相の財庫とも言われるが、同時に朝廷の財庫とも呼ばれ、やはり皇帝が最終的な制御を行なつたので、宰相がこの財庫をバックに權力を振つたとはいいいにくい。そして内

藏・元豊・左藏の三重體制は、財庫の名稱を變えて南宋にひきつがれてゆくことになる。

(四) 左藏南庫

南宋初期の混亂がまがりなりにも收拾されると、上述した三重の財庫の構成が復活された。ただし元豊庫の名はなくなり、その役割は、新設の左藏南庫と封樁庫によって受持たれることになる。そこでまず前者から説明してゆきたい。左藏南庫は軍事上の非常事態に對處するため、便宜的に設けられた御前樁管激賞庫と呼ばれる財庫が、紹興三十二年（一一六二）、改稱したものである。御前樁管激賞庫について、李心傳は次のように述べている。¹⁷⁴

紹興の休戦（十二年・一一四二）以後、秦檜は戸部の歳入項目中、確實に徴收できるものをすべてこの庫に入れ、戸部が缺乏すれば貸與した。檜が死ぬ直前（紹興二十五年）これが皇帝直屬となる。そうした事情で、金銀貨幣は山積し、人々は唐の瓊林・大盈庫にひきくらべるほどであった。

この激賞庫と名付ける専ら軍事支出（恩賜）のための財庫を宮中に設けたのは、これより溯って、紹興四年（一一三四）の張浚にはじまる。¹⁷⁵ 秦檜はそれを巧みに利用し、自己の専政の財政的バックとしていたことが窺われる。彼の死後しばらくは、御前樁管激賞庫の名は維持され、内藏庫と同じ役割を果たしていたらしい。李心傳も、第一章でふれた南宋紹興末の内藏よりの大量の支出を、激賞庫から支出されたと理解しているふしがみえる。¹⁷⁶ これがただでさえ壓迫されていた戸部の財計をますます苦しくし三十二年、左正言袁孚の、

以前は全國の貢納・税賦は大部分戸部に歸屬していた。近來、内藏庫と樁管御前激賞庫に分けて入れられ、戸部は赤字に苦しんでいる。二庫の歳入を計算し、適當な歳額を定め、それ以外はすべて戸部にもどされるようにしていただきたい。¹⁷⁷ という上奏をもとに、名も左藏南庫と改めて左藏庫に歸屬されることになった。ところが、左藏の名を冠せられたにも拘わらず、この財庫の内帑的性格は拂拭されず、内藏と左藏の中間的な役割をもって運営されることになる。李心傳は、

南庫の運用はすべて朝廷の手で行なわれ、左藏（東西庫）のように戸部に直隸しその經費となるのではない。⁽¹⁷⁸⁾ といひ、また吏部侍郎で左藏南庫の長官を兼ねていた方滋が、

本庫の各種項目の財貨は、もと戸部が書類を送つて徴收督促していた。現在では専任官を任命して擔當させ、戸部に隸屬⁽¹⁷⁹⁾していない。

などと述べるように、創立當初を除き、名前にそぐわず一貫して戸部・左藏庫との間に距離が置かれていた。乾道六年（一七〇）に至つて、宮城にほど近い尙書省門内に左藏南上庫⁽¹⁸⁰⁾が増設され、以前の南庫（おそらく別の場所にあった）は左藏南下庫と改稱された。乾道から淳熙にかけて、左藏南庫は、あたかも北宋時代の内藏庫を思わせる機能を果たしている。その管轄は提領左藏南庫所という特設機關が行ない、戸部はそこから借用の形で財貨の融通を受け、時には期限つきの返済を要求されていた。⁽¹⁸¹⁾ こうした状態は、左藏南庫設置の趣旨に沿うものでなく、戸部の方からしばしばその實質的な統合を働きかけている。しかし、むしろ左藏南庫は次にのべる封樁庫に接近してゆく。すなわち、

封樁上下庫と左藏南上下庫の金銀錢物は混同してしまふ。南上下庫、封樁上下庫を併せて左藏南庫・封樁庫としよう。⁽¹⁸²⁾

という上申が實行に移され、それとともに左藏南庫の主體性が影をうすくし、その役割は封樁庫に遷つてしまふ。結局、淳熙十年（一一八三）、再び左藏南庫は戸部の管轄下に入り、やがて、左藏西上庫と改められたが、紹熙元年（一一九〇）に至つて封樁下庫となり、封樁庫に吸収され、⁽¹⁸³⁾ 寧宗時代以後はその名を消してしまふ。

左藏南庫の収入源は、秦檜以來の、本來戸部に入るべき税目の一部のほかに、官田出賣收益、牙契税錢、進奉の銀絹、南宋に入り年とともに盛んとなった賣官、賣度牒の収入、沙田・蘆場の租など多種多様であつた。⁽¹⁸⁴⁾ 淳熙初年の一例をみると、度牒を一道四百五十貫で四百賣つており、假りに全部が賣れば二十萬貫近い収入が見込まれることになる。⁽¹⁸⁵⁾ 官告・度牒などは臨時的と考えられるが、このほか定期的な歳入は、年間二百萬貫程度あつたから、孝宗乾道から淳熙にかけて、左藏南庫は儲積⁽¹⁸⁶⁾ がかなり多いと言われつづ、⁽¹⁸⁷⁾ 第三の財庫として、戸部財計を補助していたと見なしてよからう。

(ハ) 封 樁 庫

南宋に出現する財庫の中で最も重要なものが封樁庫である。封樁という熟語は宋初から普通にあらわれ、プール乃至ストックする方向の意味に使われる。太祖が國初に作った内庫にも封樁の名がつけられていた。しかし、南宋の封樁庫は太祖のそれと關係なく、孝宗乾道六年(一一七〇)に創建され、南宋末まで存続した。その創設趣旨を『玉海』は次のように述べる。⁽¹⁸⁸⁾

乾道六年に左藏封樁庫を尙書省の門内に建てた。天子の奉親と軍事費でなければ支出せず、遠く太祖の景福内庫の遺志を遵奉し、専ら有事の備えとしたものである。

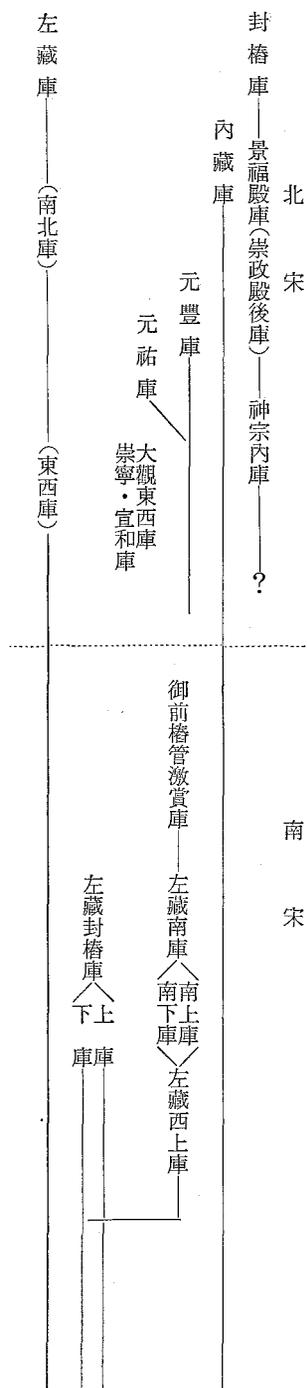
これまた、北宋時代の内藏庫の目的として常に口にされた言葉であるが、封樁庫は内藏庫と異なり、外庭に位置し、左藏南庫と同様に左藏封樁庫とも呼ばれた。ただしこれも戸部の管轄下になく、また最初は左藏南庫と違つて財貨を貯積しておく性格が強かった。設立後いくばくもたぬ淳熙四年、庫屋は百間に擴張されたが、⁽¹⁸⁹⁾このころ上下庫に分けられたと思われる。ついで上述したように、場所・性格の類似性から左藏南庫と合體の方向をたどり、南宋中期以後の第三の財庫としての地歩を確立した。封樁庫には國家歳入の餘剰をたくわえるわけではなく、各種各様の税目のうち、ある項目をそっくり納入させてプールしておいた。すなわち南宋末の記録によると、⁽¹⁹⁰⁾三省大門内——宮城北門の和寧門を出た左側の官廳街の中心——にある封樁上庫へは、折帛錢・總制錢・增鹽錢・三分鹽袋錢・增額錢・不排辦人使錢が納入され、はるかに離れた左藏庫中門内にある封樁下庫(舊左藏西上庫)には、煮酒錢・酒息錢・營田租・鹽場錢・蘆柴錢・坍江錢・沙田租・五釐關子などの税目がおさめられていた。しかし、封樁庫はこれにとどまらず、もっと大量の財をも抱えていたようである。紹熙元年(一一九〇)の統計では、金七十九萬兩、銀百八十六萬兩をストックしていると言われる。⁽¹⁹¹⁾當時の比價は安く見積つて金一兩三十貫、銀一兩三貫であるから、三千萬貫の財貨を貯えていることになり、これは國家全歳出の半年分以上にあたる。また下庫の貨幣(恐らく紙幣)は常に五六百萬緡といわれ、⁽¹⁹²⁾兩方あわせると決して少い量ではない。從來左藏南庫が行なっていた官告・度牒などの収益が、すべてこの封樁庫

に貯えられ、それがこの數字になつてゐることは幾つかの史料によつて間違いない。⁽¹⁹³⁾ また封樁庫は紙幣の出入管理についても重要な役割をもつていたと想定されるが、その詳細は準備不足のため明らかにできず、いまはその指摘だけにとどめたい。

封樁庫は時代が下るにつれ、軍需・奉親以外は支出せぬという當初の目的から外れ、いろいろな名目で持出され、特に宮中へ入る量が多くなつてゐる。⁽¹⁹⁵⁾ なお、本來の奉親という點について附言すれば、孝宗・寧宗時代にとりわけそれがめだつ。南宋初代皇帝高宗は紹興三十二年半ば、皇太子に讓位して後、淳熙十四年八十一歳で崩御するまで、二十四年間を德壽宮で上皇として過した。この間、毎年少くとも十萬貫程度の財貨が、慶壽など特別の時期には五十萬貫の財貨が支出されてゐる。⁽¹⁹⁶⁾ また慶元六年には、太上皇及び皇后の葬典には數百萬緡に及ぶ金銀・貨幣を封樁庫がまかなつてゐる。⁽¹⁹⁷⁾ こうした點を綜合してみると、封樁庫は宮中と戸部の中間に位置しつゝ、南宋財政のかなめとしての役割を果たし、北宋の元豐庫と同じような働きをしてゐたと言えよう。

おわりに

以上、かなりこまかい部分も含めて、宋代中央財庫の制度を縷説してみた。それらをふりかえりつゝ、いちおうのしめくくりをしておきたい。まず、財庫の變遷・相互關係はおよそ次のように表示される。



すなわち、宋初、戸部左藏一本であった財庫は、間もなく皇帝直轄の内藏庫を分出し、その二重體制が北宋半ばすぎまで続く。王安石新法を一つの導因として、皇帝にも戸部にも屬さぬ第三の財庫が出現し、以後、南宋に至るまで、内藏・左藏ともに三重體制を作りあげるわけである。次に内藏・左藏の關係について、若干つけ加えておきたい。傳統的な考え方によると、これは漢代の少府と大司農、さらに溯って『周禮』の内府中士・外府中士あたりに結びつけられる。特に漢代の帝室財政・國家財政の二重構造は、一見、宋の内藏・左藏と類似點が多い。しかし朱熹のように兩者を簡單に結びつけることは妥當でない。宋人が内藏庫を問題にする時はいつも、天子が私藏の庫を持つ非をならし、唐の玄宗が作った瓊林・大盈庫を引合いに出してくる。士大夫の頭の中の圖式で内藏を天子の私財と位置づけるのはしかたがないが、觀かたを變えると、それは宋代に確立した中央集權君主獨裁支配の財政機構の重要な一部分であったとも言い得る。なるほど、内藏庫支出は北宋中期までは天子の恩惠による貸出という形をとり、嚴しく返還が促されている場合も稀ではない。しかし、同時に、何十年かたてば返還は必ず免除されるのが通例で、結果としては賜與とかわりがない。そうした事實が積み重なると、内藏から戸部に渡される財貨を“貸す”というのはおかしいという聲¹⁹⁸が出るも當然であろう。内藏が自己の収入源を握り、國家財政の一部を恒常的に負擔するようにになると、天子の私藏的祕密部分と、そうでない部分が分離して來る。それは第三の財庫を成立させる背景の一つとなった。左藏・内藏・第三の財庫という三重體制は、それぞれの収入項目が巧妙に按分される一方、管理・權限が錯綜しており、財政權が一つの場所に集中せぬためには都合の良いものであった。戸部左藏庫は人件費を主とする經常支出をまかされたが、その會計は常に赤字であつても不思議ではなかつた。これを補填し、軍事費を主とする特別支出を受けもつのが、内藏庫であり、やがてその一部が第三の庫として定着する。そして内藏庫は一段奥の祕密のヴェールに隠れることになる。この三財庫は、いわば三點支持によって君主獨裁制の臺所を守つたので、内藏乃至第三の庫を確實に皇帝が握ることによって、財政權を最終的には無理なく皇帝に結びつけ得たと考えられる。

ヨーロッパを主對象とした財政史の概説書を繙くと、こうした中國的構造は、皇帝の私權と公權の區別がつかぬ、國王の家

産的財産管理形態であると言われ、古代的もしくは東洋的というレッテルを貼られるのが通例である。しかし、そのような大まかな概念規定はそろそろ修正されるべきであろう。⁽¹⁹⁹⁾漢代の少府の財は、宋の内藏庫のように、國家財政運用上不可缺のものであったと言いきれぬ。西暦紀元前後から、時代の轉換期である八世紀半ばまで、少府・内藏の體制は消えており、宋に至って再び粧を新に登場して来る。それは、中國史の進展を物語る氷山の一角なのでもあり、概括的な公私混同という一語でかたづけすむものではない。

宋代以後の中國各王朝では、財務行政の重要性がそれ以前にくらべてはるかに増大している。そのことは、ヨーロッパ中世、日本の江戸時代のような、領主直轄地乃至天領をもたぬ中國の皇帝權のあり方と無關係でなからう。本稿で扱った中央財庫の性格を明らかにする作業は、そうした問題への手がかりを掴もうとする意圖をも含んでいる。

註

- (1) 『東洋學報』八ノ一、九ノ一・二、一九一八—一九一九。『支那經濟史考證』上、所收。
- (2) たとえば朱子語類一一一。今之戸部内藏、正如漢之大農少府錢、大農則國家經常之費、少府則人主之私錢。
- (3) 晉書二四、職官志。なお通鑑の胡注にも、左右藏、晉始有之、唐因而不改。(一九九、永徽二年九月庚戌)とある。
- (4) 隋書二六、百官志上。太府卿、位視宗正、掌金帛府帑、統左右藏。とあり、通鑑胡注にも、太府寺、止掌左右藏黃藏(一八〇、大業三年四月壬辰)とみえる。
- (5) 六典二十、太府寺。左藏令、掌邦國庫藏之事、丞爲之貳、凡天下賦調、先於輸場、簡其合尺度斤兩者、卿及御史監閱、然後納于戶藏(下略)。右藏署令、掌邦國寶貨之事、丞爲之貳、凡四方所獻金玉珠貝玩好之物、皆藏之(下略)。なお本文では省略したが、南北朝時代の左右藏の没革について、六典では次のように略述されている。
(前略)晋少府屬官有左右藏令、東晉御史九人、各掌一曹、有庫曹
- (6) 室永芳三「唐末内庫の存在形態について」(『史淵』百一輯、一九六九)。
- (7) 例えば舊唐書一一八、楊炎傳をみると、初國家舊制、天下財賦、皆納於左藏庫と、右藏を無視したような書き方をしている。
- (8) 曾我部靜雄『宋代財政史』第一篇第二章「帝室の財」の項、一九四一。日野開三郎、平凡社『東洋中世史』第二篇第七章、一九三九。
- (9) 中島 敏「北宋時代に於ける新鑄錢の上供と財庫」(『社會經濟史學』十三ノ二、一九四二)。
- (10) こうした問題については、最近、佐伯富氏に一連の研究があるから参照されたい。「宋代の公使錢について」(『東洋學報』四七ノ一、二)。「宋代の公使庫について」(『史林』五三ノ一、一九七〇)。
- (11) 續資治通鑑長編(以下長編と略稱)五、乾德二年十二月。是歲、始

令諸州、自今每歲受民租及筦權之課、除支度給用外、凡緡帛之類、悉輦送京師（下略）。この命令は更に翌年三月、申明諸州、度支經費外、凡金帛以助軍實、悉送都下、無得占留。（長編六）とくり返されている。

(12) 五代末期の四川、就中成都の富庶は次の記事でその一端をうかがい得よう。廣政十三年（九五〇）、（前略）是時、蜀中久安、賦役俱省、斗米三錢、城中之人、子弟不識稻麥之苗、以筍竿俱生于林木之上、蓋未嘗出至郊外也。邛落閭巷之間、絃管歌誦、合筵社會、晝夜相接、府庫之積、無一絲一粒入於中原、所以財幣充實、城上盡種芙蓉、九月閉盛開、望之皆如錦繡。（蜀檮杌下）

(13) 封樁庫設置の時期について李燾が加えた考證に次のような一節がある。別置庫、本志及他書、皆云在乾德初、未審何年、計必是平西川之後。（長編六、乾德三年三月）。

(14) 長編六、乾德三年三月。國初貢賦、悉入左藏庫、及取荊湖、下西蜀、儲積充羨、上顧左右曰、軍旅饑饉、當預爲之備、不可臨時厚歛於民、乃於講武殿後、別爲內庫、以貯金帛、號曰封樁庫、凡歲終用度贏餘之數、皆入焉。

(15) 長編一九、太平興國三年十月。（前略）初太祖別置封樁庫、嘗密謂近臣曰、石晉苟利於己、割幽薊以路契丹、使一方之人、獨限外境、朕甚憫之、欲俟斯庫所蓄三五十（百の説）萬、即遣使與契丹、約可能歸我土地民庶、則當盡此金帛、充其贖直、如曰不可、朕將散滯財、募勇士、俾圖攻取耳、會晏駕不果。

(16) これは『貞觀政要』の故智に效い、太祖・太宗・眞宗の聖語、事蹟、臣下の奏對などで、正史に入らぬものを編纂した書物で、特に皇帝の進講のテキストとして良く使われた。

(17) 例えは王曾『王文正筆錄』、王闢之『澠水燕談錄』一、葉夢得『石林燕語』二、など。

(18) 注(14)参照。

(19) 宋史八五、地理志。（前略）宮後有崇政殿（舊名簡賢講武、太平興

國二年改今名）、閱事之所也、殿後有景福殿（下略）。ここで言う閱事の具體的内容は不明であるが、國忌前一日、及軍頭司引見、呈試武藝人（石林燕語一）や、本朝、例就崇政殿、鎖試、考試策一道（朝野類要二、殿試）などで、その一端はうかがえよう。

(20) 長編一九、太平興國三年十月。上初即位、幸左藏庫、視其儲積、語宰相曰、此金帛如山、用何能盡、先帝每焦心勞慮、以經費爲念、何其過也、（中略）於是分左藏北庫爲內藏庫、并以講武殿後封樁庫屬焉、改封樁庫、爲景福內庫。

(21) 宋會要輯編（以下會要と略稱）、食貨五一ノ一。內藏庫、太平興國三年十月置、在左銀臺門外、又有西庫・景福庫、隸焉。

(22) 會要食貨五一ノ二、大中祥符六年七月。詔、內藏庫若般運錢絹、赴景福庫、封樁騰移、即申三司、差驢車三十兩裝載、皇城親從・親事官百人、般運。

(23) 注(21)参照。長編六十五、景德四年四月壬辰。徙新衣庫、以其地爲內藏西庫、庫物羨溢故也。

(24) 龍川略志八。（前略）予曰、內藏不撥賜久笑、絀絹絲綿、至積久損爛、出賣、每疋二百者、由此故也。とあるのが参考にならう。

(25) 長編十八、太平興國二年二月壬辰朔。若冰請、置監於昇鄂饒等州、大鑄銅錢、凡山之出銅者、悉禁民採、並取以給官鑄（下略）。

(26) 宮崎市定『五代宋初の通貨問題』（一九四三）、一一一―五一頁。

(27) 宋史一七九、食貨志會計。（前略）凡貨財不領於有司者、則有內藏庫、蓋天子之別藏也。

(28) 會要食貨五一ノ一、太平興國三年十月。（前略）以諸司使副內侍、置爲監官、或置都監、別有內侍一人點檢。

(29) 宋史一七九、食貨志會計。（前略）分左藏庫爲內藏庫、令內藏庫使翟裔等、於左藏庫、擇上綾羅等物、別造帳籍、月申樞密院。この内藏庫使は、後述する武階でなく、實際に内藏庫にタッチしていた者の呼稱であらう。

(30) 宋史四六六、宦者傳。彼はのちに承規と改名しているが舊名に従っ

- た。
- (31) 宋史二八三、王欽若傳。(前略)其後仁宗嘗謂輔臣曰、(王)欽若久在政府、觀其所爲、眞姦邪也、王曾對曰、欽若與丁謂・林特・陳彭年・劉承珪、時謂之五鬼、姦邪險僞、誠如聖諭。
- (32) 宋史四六六、本傳。(前略)是歲置官、提舉京師諸司庫務、以承規領之、所創局署、多所規制。
- (33) 宋史四六六、本傳。(前略)自掌內藏僅三十年、檢察精密、動著條式。
- (34) 會要食貨五一ノ五、熙寧二年正月十九日。神宗語大臣曰、太宗時、內藏財貨、每千計用一牙錢(籤)記之、每物所用錢(籤)、各異其色、他人莫曉也、貯於匣中、置之御閣、以參驗文帳中數、晚年當出其錢(籤)、以示眞宗曰、善保此足矣。
- (35) 長編五四、咸平六年二月庚寅。詔、內藏庫專副以下、不得將庫管錢帛數供報、及於外傳說、犯者處斬。
- (36) 會要食貨五一ノ一、景德四年十月。內出龍圖閣待制陳彭年所撰內藏庫記、示宰相王旦等、眞宗曰、太祖以來、有景福內庫、太宗改名內藏庫、所貯金帛、備軍國之用、非自奉也、顧外庭不知耳、二聖平荆湖西蜀嶺表江左河東、親祀郊丘、所費鉅萬、皆出於是、不出於民、三司所假、凡六千萬、自淳化迄景德、每歲多至三百萬、少亦不下百萬、累歲不能償、卽命鑄除之、昨令彭年述其事實、此庫乃爲計司、備經費耳。
- (37) 玉海一八三、景德四年九月。陳彭年表請上作內藏庫銘、九月壬申作銘。
- (38) 長編七一、大中祥符二年四月戊戌。皇城使劉承珪、上內藏庫都帳、凡置庫以來、其出納之數、纖悉具在、(中略)承珪初掌庫、後又提總、其經制多承珪初創云。
- (39) 會要食貨五一ノ二。大中祥符五年十一月、劉承珪言、以建庫以來、承受宣勅條貫、本庫鈐轄事件、編成須知五卷、以進。詔褒之、仍令自今宣勅條貫、按法編綴。
- (40) 宋史一六七、食貨志會計。(前略)大中祥符五年、重修庫屋、增廣其地、既而又以香藥庫・儀鸞司屋益之、分爲四庫、金銀一庫、珠寶香藥一庫、錦帛一庫、錢一庫、金銀珠寶有十色、錢有新舊二色、錦帛十三色、香藥七色。なお儀鸞司とは衛尉寺下の一部局で、行幸や朝會に際し設營、物品の調達を取扱い、祥符八年に宮城內から城外の嘉平坊に移轉している(會要職官二ノ五)。
- (41) 山堂考索後集六十四、續本朝內藏庫。英宗治平元年、呂誨言、內帑奉宸庫、非有司關掌、外臣莫得知其登耗、亦聞、禁中取用尙未節、加之近倖因緣侵漁、以有限之積、供無窮之費、一旦有事、何以支吾。この全文は上英宗乞會計內庫出入、裁損適當と題して、國朝諸臣奏議一〇七に收められている。
- (42) 長編一九六、嘉祐七年五月丁未。光上疏曰、(中略)祖宗所爲置內藏者、以備饑饉兵革非常之費、非以供陛下奉養賜豫之具也、今內藏庫、專以內臣掌之、不領於三司、其出納之多少、積蓄之虛實、簿書之是非、有司莫得而知也(下略)。
- (43) 會要食貨五一ノ五、熙寧二年正月十九日。上宣諭曰、近見內藏庫帳、文具而已、其財物出入、全無關防。(中略)今守藏內臣、皆不曉帳籍關防之法、當擇人領之、卽命勾當御藥院李舜舉、代其不職者。
- (44) 中島敏、注(9)論文。
- (45) 宋史一六七、食貨志會計。元祐元年、監察御中上官均言、自新官制、蓋有意合理財之局、總于一司、故以金部右曹、主行內藏受納、而奉宸・內藏庫受納、又隸太府寺、然按其所領、不過關通所入名數、爲之拘催而已、支用多寡、不得轉質、總領之者、止中官數十人、彼惟知謹扃鑰・塗臆牖、以爲固密爾、又安能鉤考其出入多少、與夫所蓄之數哉、宜因官制之意、令戶部・太府寺、於內藏諸庫、皆得檢察。
- (46) 長編四〇五、元祐二年九月癸丑。詔、內藏庫物、聽以多寡相除、後勿爲例、置庫百餘年、至是始編閱之。
- (47) 會要職官六六ノ一六、元豐四年十二月十五日の條。但し、これも恒常的なものでなく、劉承珪の場合などでは、監內藏
- (48)

庫(長編三三、淳化三年三月)、提舉內藏庫(會要食貨五一ノ二、大中祥符二年四月)、提點內藏庫(長編七九、大中祥符五年十一月)のように變化がみとめられる。

(49) 前掲注(36)。

(50) 山堂考索後集六十四、續本朝內藏庫。咸平六年、上聞、河北大稔、丙申、出內府綾錦綺計直百八十萬、命判官朱台符、與轉運使、定價出市、糶粟實邊。

(51) 長編六六、景德四年八月丁未。出內庫錢五十萬貫、付三司、市菽麥、時宰臣言、今歲豐稔、菽麥甚賤、爲富民所蓄、請爲官歛糶、以惠農民故也。

(52) 長編六三、景德三年五月丙午。先是、內帑歲出緡錢三十萬、助陝西軍費。

(53) 長編八六、大中祥符九年正月。發內藏錢二千(十)萬貫、令三司、預市絀絹、以濟京東西路之乏。

(54) 長編八八、大中祥符九年十一月甲辰。三司言、諸州欠商賈飛錢、欲罷來年官市緡絹償之、詔發內藏錢二十萬緡、以給其費。

(55) 宋史二九九に本傳がある。そのほか、長編六九、大中祥符元年五月壬戌、同八七、九年六月乙酉、同九二、天禧二年七月甲戌の各條を参照。

(56) 會要食貨五一ノ三、天禧三年十二月。三司言、准詔、與內藏庫會議、自今、撥鹽稅錢、及歲別出錢六十萬貫、赴左藏庫、從之。

(57) 張方平、樂全集二三、論京師軍儲事。(前略)勘會、遞年春初、內藏庫撥錢六十萬貫、付三司、添助支費、謂之年退錢。

(58) 長編二一〇、景祐四年正月甲午。內藏庫主者言、歲出緡錢六十萬、以助三司、蓋始於天禧三年十二月、時詔書切戒三司、毋得復有假貸、自明道二年、距今纔四年、而所借錢帛凡九百十七萬二千有餘、請以天禧詔書、申飭之、奏可。

宋代の内藏と左藏

庫錢帛、慶曆二年八月又蒙恩、賜內藏銀絹三百萬匹兩、爲錢一千二百萬緡、慶曆五年又賜江南所鑄大銅錢十一萬、當小錢一百一十萬緡、及今未滿五年、相添費用已盡、乃是每年常將內藏銀絹、近三百萬緡、供助三司經費。

(60) 張方平、樂全集二四、論國計事。(前略)寶元康定中、夏戎阻命、西師在野、既聚軍馬、即須入中糧草、在京支還交鈔、銀錢物帛、一歲約支一千萬貫以上、三司無以計置、即須內帑供給。

(61) 長編二〇九、治平四年正月。(韓絳・張方平)奏疏曰、(中略)祖宗平天下、收歛其金帛、納之內帑諸庫、其所以遺後世之業厚矣、自康定慶曆以來、發諸宿藏、以助興廢、百年之積、惟存空簿。

(62) 會要食貨五一ノ二五、熙寧二年九月二十七日。詔三司、指揮諸路、金銀數(疑有脫誤)並納左藏庫、令左藏庫、逐年支金三百兩・銀五十萬兩、赴內藏庫、永爲年額。

(63) 長編二三〇、熙寧五年二月丁卯。內藏庫言、勘會、饒池江建等州、遞年額鑄錢一百五萬貫、并額外增剩錢、久來並納內藏庫、每年卻退錢六十萬貫、并三年一次支南郊錢一百萬貫、赴三司、顯見往復、欲乞下三司、自今年額鑄錢一百五萬貫內、支一十一萬六千六百六十六貫六百六十七文、并饒池江建州監鑄到額外剩錢、並納本庫外、餘錢並令左藏庫受納、更不令本庫逐年退錢六十萬貫、并每次南郊支錢一百萬貫與三司、仍乞減放兵士庫指子節級共三千人、歸左藏庫、每日只輪差庫指子三人赴庫、如遇諸處支納錢、實據合使人數、逐旋於左藏庫計會勾換、從之。(一部會要食貨五一ノ二五で校訂)

(64) 宋史一八六、食貨志均輸。熙寧二年、以發運使薛向、領均輸平準事、賜內藏錢五百萬緡・上供米三百萬石。

(65) 會要食貨五三ノ八、熙寧二年九月三日。詔、出內藏庫錢百萬緡、分賜河北諸州、增糶常平倉穀。

(66) 長編二三一、熙寧五年三月。(前略)呂嘉問提舉在京市易務、仍賜內藏庫錢一百萬緡、爲市易本錢。

(67) 長編二四七、熙寧六年十月庚午朔。提舉在京市易務言、市易上界、

先借內藏庫本錢百萬緡、乞三年還、從之。

- (68) 哲宗の内帑の出し惜しみについては、長編四八八、紹聖四年五月丁丑條に、詔、賜陝西銀絹百三十萬、上頗吝内帑物、曾布請以收租錢給之、乃許、章惇曰、内帑本以待邊費、上不答。とある。

- (69) 會要職官二七ノ一五、元祐六年九月十二日。詔、自元祐六年、每歲於內藏庫、支緡錢五十萬、或以紬絹金銀、相度支兌、赴元豐庫椿管補助沿邊軍須等支費。

- (70) 建炎以來繫年要錄(以下要錄と略稱)一九三、紹興三十一年十月癸丑。(前略)紹興末年、合茶鹽酒算坑冶權貨羅本和買之錢、凡六千餘萬緡、而半歸內藏。また同書一九九、紹興三十二年四月己巳、禮部侍郎黃中言、足食之計、在於量入爲出、今天下財賦、半入内帑、有司莫能計其虛盈。など。

- (71) 會要食貨五六ノ四五、紹興二十九年五月六日。上諭宰臣曰、以緣河流淺澁、網運稽緩、已令内帑支降錢五百萬貫、以佐調度。

- (72) 要錄一九三、紹興三十一年十月庚申。葉義問入辭、乞犒軍金帛、上命出内帑九百萬緡、與之。そのほかにも、要錄一九三、紹興三十一年十月戊申に、上謂大臣曰、朕向於内帑儲錢備邊、士大夫不喻朕意、甚者至指爲瓊林大盈之比、顧朕雖積此、亦何嘗妄費一錢、向撥百萬緡付公府、而近日遣軍及諸處犒賜、皆於是乎出。とあるのも參考にならう。

- (73) 例えば、會要食貨六八ノ六三、隆興二年九月十九日。詔、今秋霖雨書稼、細民艱食、出内庫銀四十萬兩(當時の銀一兩は三ノ四貫)、付戸部、變轉收糶米斛、賑濟。というのが多い方で、時代が下るにつれて、會要食貨六八ノ二二六、乾道二年十月一日。詔、温州近被大風蕩潮、(中略)仍令内藏庫、支降錢二萬貫、付温州、專充修築塘埭斗門使用、とか、會要食貨六八ノ一〇〇、慶元元年四月二十六日。詔内藏庫、支錢二萬貫、付臨安府、給散貧病之家醫藥棺歛錢。のような例が増えて来る。特に臨安への支出が多く、兩朝綱目備要や宋史全文などからは、南宋中末期にかけてかなりの例を探し出す

ことができる。

- (74) 會要食貨一一ノ八、中書備對の鑄錢監の條。

- (75) 會要食貨一一ノ八。(前略)廣寧監・江州・三十四萬貫、永豐監・池州・四十四萬五千貫、永平監・饒州・六十一萬五千貫、豐國監・建州・二十萬貫、已上四監、每年二十萬貫、應副信州鉛山場買銀、三十五萬貫、赴內藏庫、充添鑄年額、一百五萬貫上供、內藏庫納一十五萬貫、左藏庫納外、九十萬貫。

- (76) 長編二五四、熙寧七年七月甲寅。廣東轉運司言、詔惠州永通阜民二監、歲鑄錢八十萬、比又增鑄錢三十萬、(中略)上批、惠州阜民錢監、治平四年置、所鑄錢係內藏庫歲額、止目前年移撥、與轉運司買銅、今既有羨餘、宜復歸內藏庫。ほかに、長編三三四、元豐六年四月丁未、同三三六、元豐六年閏六月癸巳、會要食貨一一ノ八など。

- (77) 長編二七二、熙寧九年正月。詔江池等州鑄錢監、於合入內藏庫錢八十六萬三千五百、賜三十萬緡、付安南招討司、充軍賞、餘付廣南西路、應付軍興。

- (78) 樂全集二六、論錢禁銅法事。(前略)國朝故事、諸監所鑄錢、悉入于王府、歲出其奇羨、給之三司、方流布于天下、然自太祖平江南、江池饒建置鑄、鼓鑄、歲至百萬緡、積百年之所入、宜乎貫朽于中藏、充足於民間矣。

- (79) 要錄一八五、紹興三十年五月丙戌。初直祕閣江淮等路提點坑冶鑄錢李植、以巡歷過行在言、歲額錢內藏庫二十三萬緡、左藏庫七十萬緡、皆是至道之後額數、自紹興以來、藏收銅止及二十四萬劬・鉛二十萬劬・錫五萬劬、此最多之數、紐計鑄錢一十萬緡、外有拘到諸路銅器二百萬劬、搭以鉛錫、可鑄六十萬緡、乃暫時所拘、乞據逐年所產、權立爲額、事下工部、至是本部言、若依所乞委是數年且以酌中之數五十萬緡爲額、從之。
- (80) 要錄一九五、紹興三十一年十二月。諸路鑄錢、既以五十萬緡爲額、然是歲纔籌及十萬緡。

(81) 宋史一八〇、食貨志錢幣。慶元三年、(中略)舊額內帑歲收新錢一百五萬、(中略)今歲額止十五萬、而隸封樁者半、內藏者半、左藏咸無焉。

(82) 會要食貨五六ノ七、乾道六年正月十三日。戶部言、左藏西庫、每歲供納內庫金三百兩・銀五萬兩・錢一十五萬貫、不得出春季、若違、徒二年、據西庫申、自紹興二十八年後來、金於正月內、全行支供、銀分作三箇月送納、錢每月供納二萬貫、竊緣本庫即自見在錢物不多、所有乾道六年分歲供內藏庫金三百兩・銀五萬兩・錢一十五萬貫、欲依年例、將金於正月內、全行支供、銀分三箇月送納、錢每月供納二萬貫、其合用錢、候至當支月分、於本庫經總制折帛錢內支破、所費不致闕悞、今後年分、並乞依此施行、從之。

(83) 會要食貨五六ノ四二、紹興四年四月十六日。詔。戶部供納內藏庫夏季見錢五萬貫、令左藏庫、以金銀折納。以闕見錢、從戶部請也。

(84) 會要食貨五二ノ一九、紹興二年正月十八日。詔封樁庫、自紹興二年爲始、將御前樞軍會子、依淳熙五年例、每年樁辦四十五萬貫、分作四季、各於五月、赴內藏庫供納。

(85) 會要食貨五一ノ六、熙寧二年十月一日。詔、應江南等路提點銀銅坑冶司所轄金銀場治收到金銀課利、今後並依久例、盡數入內藏庫、委所屬州軍、至次年春季、起發赴庫交納。

(86) 文獻通考二三、宋太祖皇帝乾德六年。止齋陳氏曰、(中略)則坑冶之入、不理爲左藏庫年額之數。また具體的な實施狀況は長編三四八、元豐七年八月乙巳條の潭州永興銀場の記事によってその一端がうかがえる。

(87) 會要職官二七ノ二六、靖康元年三月二十三日。(前略)提點銀銅坑冶司所收金銀課利、(中略)元祐中、戶部尚書李常、乞留三分、充轉運司支費、餘七分納內庫、(中略)後來有司不能體置內府之意、將合納諸路金銀、作新舊坑冶分擘、於大觀東庫送納。

(88) 文獻通考二三、宋太祖皇帝乾德六年。止齋陳氏曰、(中略)蓋祖宗盛時、內藏庫、止是收簇給費之餘、或坊場課利、不以多寡、初無定

額、熙寧二年、始命三司戶部判官張諷核實、諷取自嘉祐至治平、十年以來輸送之數、見得川路金銀、自皇祐三年、並納內庫、餘福建廣東淮南江南東、則各有窠名分隸、而十年之間、所入殊不等。

(89) 文獻通考二十三。開寶元年の條の止齋陳氏の論。

(90) 會要食貨五一ノ一、太宗至道二年七月。詔。河北三十五州軍・淮南二十一州軍・山南東道十州・京東應天府・江南昇・潤州絹、並納內藏、自餘納左藏。

(91) 會要食貨五一ノ二二、咸平四年二月。詔。青羅登淄萊五州絹、並直納內藏。

(92) 會要食貨五一ノ二、大中祥符六年九月。詔、西川納綾羅錦鹿胎透背其裏絹、並令內藏、入帳收數。

(93) 長編二六五、熙寧八年六月。內藏庫言、楚・濠州運絹三千匹、實本庫歲納之數、三司迺乞寄納於左藏庫、乞詔三司、遵守條制、毋下諸庫寄納、上批、係內庫路分上供錢帛、三司毋得別作名目移寄、致虧年額。

(94) 要錄一五四、紹興十五年七月戊午。(前略)淮南平時、一路上供內藏純絹九十萬匹有奇、至紹興末年、纔八千匹爾。

(95) 例え、要錄一七四、紹興二十六年八月己丑。詔、鑄建康府紹興二年后以後至二十年終・積欠內庫折帛錢二百三十三萬餘緡・絹二十萬七千餘匹。とか、同書一七七、紹興二十七年八月丙辰。詔、荆南・襄陽府・光・隨州・安豐軍合起內庫錢帛、自紹興十四年至今年、皆鑄之。など。

(96) 山堂考索後集六十四、續本朝內藏庫。元祐元年四月甲午、(前略)昨來內藏斥賣遠年練帛、每疋止二百文、直止於十之二。

(97) 會要食貨五一ノ三、天禧二年八月。詔出賣疋帛場、自今、於內藏庫交撥疋帛、令三司、給帖交數、內藏交訖、繳送三司、撥帖除放、其賣到錢、却送內藏庫。

(98) 直接に内藏のことではないが、元豐庫の絹帛の場合、次のような例がある。宋史三四八、石公弼傳。(大觀二年)時斥賣元豐庫練帛、

賤估其直、許朝士分售、皆有定數、從官至二千匹、公弼得券、上還之、宰相有已取萬匹者。

(99) 會要食貨五二ノ七、景德四年三月。詔。杭・明・廣州市舶司般犀牙珠玉到京、並納內藏、揀退者納香藥庫、諸州香藥、亦以細色納內藏、次者納香藥庫。

(100) 會要食貨五一ノ一、景德二年五月二十四日。詔。權貨務入中金銀見錢、並納內藏封樁、其細絹絲帛、納左藏、仍據數、兌左藏見錢、入內藏。これで見ると、權貨務の取扱った金銀・銅錢のすべてが内藏に入ったように見える。しかし、少くとも北宋中期の權貨務の活動を傳える史料からは、そうした事實を抽き出せない。従ってここでは、内藏から出た香藥の代價とだけ考えておきたい。

(101) 會要食貨五二ノ一七。奉宸五庫、在延福宮內、舊名宜聖殿五庫、一曰宜聖殿內庫、二曰穆清殿庫、三曰崇聖殿庫、四曰崇聖殿受納眞珠庫、五曰崇聖殿樂器庫、康定元年九月、合爲一、改今名、(中略)掌內中所降(金銀珍寶及舊所藏祕(秘)、備內中須索。

(102) 特に珠玉類は契丹貿易に使われている。會要食貨五二ノ一七、熙寧元年十月十六日。入內侍省有言、奉宸庫珠子、已鑽串緒裏、都十五等様、計二千三百四十三萬六千五百六十九顆、詔入內(内)侍省、候有因便勾當內臣、附帶、與河北沿邊安撫都監王臨、就彼估價分擊、與四權場出賣、或折博銀、其銀別作一項封樁、準備買馬。

(103) 長編三〇一、元豐二年十一月丁巳。詔。諸路應發坊場錢百萬緡、令司農寺、分定逐路年額、立限、於內藏庫寄納。その他皇朝編年備要二五、元符三年六月、會要職官二七ノ二二、政和五年正月二十三日條など。

(104) 嘉定赤城志十六、財賦門、上供。
長編八三、大中祥符七年八月。詔。店宅務每年納課利十四萬百九十七貫、送內藏庫、其錢陌不整、自今、令兌鹽院錢十四萬二百貫充。なおこれについては、梅原郁「宋代都市の税賦」(『東洋史研究』二八ノ四、一九七〇) 参照。

(106) 長編四〇九、元祐三年四月。(前略)三省樞密院、同奉聖旨、牧租等錢物、並撥歸樞密院、令太僕寺拘催、依條封樁、赴內藏庫送納寄帳。

(107) 要錄二二三、紹興八年九月癸丑。復置皮剝所、以掌鬻官私倒斃牛馬之事、其可爲軍器之用者、撥赴本所、餘入內藏、歲爲錢二千四百餘緡。

(108) 宋史一七九、食貨志會計。蓋內藏歲入金帛、皇祐中二百六十五萬七千一十一、治平一百九十三萬三千五百五十四、其出以助經費、前後不可勝數、至於儲積贏縮、則有司莫得詳焉。

(109) 宋史一六五、職官志。左藏東西庫、掌受四方財賦之入、以待邦國之經費、給官吏軍兵奉祿賜與、舊分南北兩庫、政和六年修建新庫、以東西庫爲名。

(110) 長編一八ノ一、太平興國二年正月丙寅。命禮部員外郎賈黃中、左補闕程能、左贊善大夫馮瓚、分掌左藏三庫、先是貨泉與金帛通掌、歲久儲蓄盈羨、始命分之、謂侍臣曰(中略)然財貨充溢、勢須別置官吏、使各專其職耳(事)。

(111) 長編三三、淳化三年十二月。分左藏庫、爲左右藏各二庫、右藏受之、左藏給之、俟右藏既盈、卽復以給。曰錢、曰金銀、曰疋帛、凡六庫、更爲給受、明年仍廢右藏入左藏、分爲四庫、曰錢、曰金銀、曰絲綿、曰生色疋帛、雜色疋帛。

(112) 長編七二、大中祥符二年十二月。併左藏庫錢・金銀・絲綿三庫、爲一庫。
長編八三、大中祥符七年十二月。併左藏庫(庫)生色雜色疋布二庫、爲生熟匹段庫。

(114) 會要職官二七ノ二二、政和六年。戶部言、舊左藏庫、分南北兩庫、今來依圖樣、修建新庫、係是面南東西修蓋兩庫、仍乞候了畢、以東西庫爲名、從之。

(115) 咸淳臨安志八、左藏庫。在清湖橋西、紹興二十三年、以韓世忠所獻賜策、爲之、有東西庫、東則幣帛絁紬之屬、西則金銀泉絲織之屬。

なお割注に、中興駐蹕臨安、草薙於和寧門之東北隅、迫隘、不足以及受天下之灌輸、紹興癸酉、實徙今地。とある。

宋史一六五、職官志。西京・南京・北京各置左藏庫。

長編三三五、元豐六年五月。詔、京東轉運副使吳居厚、所奉新法賣鹽錢三十六萬餘緡、令運至北京左藏庫封樁。會要食貨四三ノ一四、

建炎元年六月二十七日。(前略)契勘、南京左藏庫、見在錢物不多。など。

118 會要食貨五一ノ二八、紹興二十七年五月十七日。詔戶部、於轄下丞簿內、選通曉財計人一員、兼充左藏庫提轄檢察官、任滿、無遺闕、

依左藏庫監官例理賞、仍每月添支茶湯錢十貫文、從本部請也。

119 建炎以來朝野雜記乙集十三、四提轄。左藏庫(中略)監官凡五人、分帑而治、而轄官一人、總之、紹興間、擇丞若簿之隸計曹者、兼領之、乾道七年四月始專置。

120 會要食貨五一ノ一八、嘉定十六年正月四日。(前略)所謂提轄者、總其條式而振舉焉。

121 夢梁錄九、六院四轄。建炎以來朝野雜記乙集十三、四提轄。

122 注(119)に續いて、先是四轄官、外補則爲州、內遷則寺監丞簿、亦有徑爲雜監司、或入三館者。とあり、朝野類要二、四轄にも、提轄左

藏庫(中略)謂之四轄、亦爲儲材地。とみえる。その地位低落のこととは、朝野雜記に、近歲人望稍輕、(中略)非曩日之比矣。とある。

123 長編七七、大中祥符五年正月己卯。

124 會要食貨五一ノ二五、熙寧元年七月十三日。(前略)左藏庫、自來

匹帛與金銀錢等分庫、各有專副人員等、唯是監官四員通管、日輪一員、在金銀錢帛庫支納、既更去不定、則容公人等乘閒生弊、乞將南北兩庫、添差文資一員、各令監管、內南庫文資一・使臣二、北庫文資、使臣各一。

125 以下武官というのは武人というよりは、むしろ雜途出身で武階官を手に入れた下級官員というように理解していただきたい。

126 會要食貨五一ノ二八、紹興七年二月十五日。詔、左藏東庫武臣監官、

宋代の内藏と左藏

127 帶同字結銜、舊額左藏庫官、文臣一員監・武臣一員同監、(下略)。

128 韓魏王家傳一。明道二年六月、監左藏庫、時高科已入文館者、指日可至貴顯、公監臨物務、衆以爲非宜、公處之自若、不以爲卑。

129 會要食貨五一ノ一、淳熙十年五月九日。臣僚言、祖宗用人、無清濁之別、韓琦第二人進士及第、未免監左藏庫、後爲度支判官、皆號稱職、乞明詔大臣、如行在左藏庫之類、稍重其選。

130 會要食貨五一ノ一六、嘉定三年十月二十三日。詔、今後左藏東西庫監官、並候見闕、堂除曾作縣有政績人。

131 會要食貨五一ノ一五、嘉定五年九月。中書門下省言、中書令節文、諸左藏庫監官武臣、差親民資序、仍不差年六十以上・贓私罪人。

132 會要食貨五一ノ一五、嘉泰四年八月五日。戶部言、左幣寶貨財帛之聚、監臨之官、責任至重、非得公廉清敏之人爲之、安能檢梏吏姦、關防蠹病、近年以來、所差之官、多以大小使臣及選人爲之、或是諸色雜流、其源不清、烏得無弊。

133 會要食貨五一ノ二一、至道元年十月。詔、左藏庫(中略)所差使臣、須二年滿日、與專副一時差替。そのほか、會要食貨五一ノ一五、

134 嘉泰四年八月五日、同五一ノ一六、嘉定三年十月二十三日の條參照。

135 韓魏王家傳一。(前略)舊有監料內臣一員、天下綱運至、必俟監料始得受納、內臣者往往數日不至、寶貨皆暴露廊廡、遠方衙校、苦于稽留、公乃奏罷去內臣。

136 會要食貨五一ノ一四、嘉泰四年五月一六日。戶部言、左藏庫舊來建置圍牆二重、防備甚嚴。

137 會要食貨五一ノ一七、嘉定七年正月四日。(前略)欲望朝廷、將左藏庫都中門官、除見任人及差下人・許令到任終滿外、自後並依舊取作堂除稟闕、見闕方除、專以待選人已經任關陞人、從之。

138 例えば、徐松の宋會要輯稿食貨五二ノ一〇に專副庫という項目がある。これは永樂大典で既に誤解していたのか、徐松が間違えたのか不明であるが、專・副・庫・摺、乃至は專・庫という胥吏名の略稱

139 がわからず、專副庫なる假空の庫を作りあげたものである。胥吏の

140

141

138 137

制度・實態が士大夫にもあまりわかっていなかった實例と言える。
 會要食貨五一ノ二六、紹興元年五月五日。

會要食貨五一ノ三三、乾道七年三月四日。三省送到戶部、據左藏庫申關、專知官二員、專法許本庫踏逐曾經歷場務小使臣、申吏部差、緣係吏職、多不願就、今乞從戶部、選差小使臣、充專知官職事、以掌管左藏庫出納官物使臣書銜、依專知官請給外、月添食錢二十貫、申朝廷、給降付身、理爲監當責任、仍不許與監當官接座、令別置直舍、應係出納、先令點勘書押、後簽監官、庶有顯籍、可以倚伏、乞依所乞施行、從之。專副にこうした小使臣を任用する特例はのちにやめられ、他の官廳のように胥吏を昇格させることになっている。
 會要食貨五一ノ一一、淳熙十年四月八日條參照。

140 139

たとえば宋史職官志一六九、流外出官法によれば、内藏庫專知官は、三年の任期(界)をおわると三班借職に出官できたことが知られる。この界はまた上・下二つに分れる。恐らく專知・副知に限って各一人ずつ、グループを作り、交代の時いつも経験者一グループが残っているようにしたのであろう。注(137)に於いて、專知・副知は上下界各何名とあるのに對し、それ以下の胥吏は共にとなっているのを見ると、任期があったのは專副に限られたことが知られる。

141

會要食貨五一ノ三一、乾道三年七月二十二日。臣僚言、左藏庫專副手分庫級等、如無人保明、及無抵產、并曾經過犯、並不許入本庫守把。

142

會要食貨五一ノ一〇、淳熙五年五月十六日。左藏庫言、本庫元管庫子二十一名、今止存二名、緣招募須有抵產五百貫、拘留在官、方得充應、所以無人就募、昨降指揮、許免拘抵產、權行招募一十名、令見役專副、結罪保明。

143

梅原都「宋代の戸等制をめぐる」(『東方學報』京都四十一、一九七〇)

144

會要食貨五一ノ二二、淳化四年二月、詔、左藏・内庫專副庫秤掾摺等、盜百錢已下・杖八十、已上・杖一百、一千已上・徒一年半、

145

刺千、面・配忠靖指揮、五千已上・流三千里、刺面・配京黨務、贓滿三十依監主自盜法、處死、告捉者第給賞錢、秤司透漏、減盜者罪二等。

146

會要食貨五一ノ二七、紹興三年十一月十日には「宣和左藏庫格」の名がみえ、同五一ノ一六、嘉定六年三月六日には左藏東西庫に「專法」一册があり、紹興二年に頒降されたと言われる。
 朱子語類一一、財。(前略) 凡天下之好名色錢・容易取者・多者皆歸内藏庫・封樞庫、惟留得名色極不好・極難取者、乃歸戶部、故戶部所得者、皆是枷棒拷箠得來、所以戶部愈見匱乏。

147

會要食貨五六ノ六五、紹熙元年十月二十一日。(前略) 據呂頤浩奏宣和中、戶部支費・每月不過九十萬、紹興三年、戶部之費每月一百一十萬、(中略) 戶部歲收一千八百萬、歲支亦一千八百萬、每月所破官禁百司三衙請俸・非泛雜支之類、一百五十餘萬。

148

會要食貨五六ノ六九、慶元三年六月十九日。(前略) 臣嘗因中都官吏俸祿與夫慶支費、求其所以會計之說、熙豐間月支三十六萬、宣和末用二百二十萬、渡江之初、雖連年用兵、月支猶不過八十萬、比年以來、月支不下百二十萬、大略官俸居十之一、吏祿居十之二、兵慶居十之七。

149

左藏の歲入は南宋中期には布帛百四十萬、錢貨二千萬と言われる。會要食貨二七ノ五一。(前略) 東西庫、歲入以端計者・率百四十萬、以緡計者・率二十萬、給遺稱之、而大軍居十之七、官禁百司祿賜、裁三之間、有非泛浩繁之費、則請于朝。

150

樂城集四〇、論開孫村河剗子。(前略) 竊見左藏見緡、一月出納之數、大抵皆五十餘萬、略無贏餘、其他金帛諸物、雖小有羨數、亦不足額。

151

文獻通考二十四、淳熙十年。詔、左藏南庫撥隸戶部、嘗試考昔驗今、至道中歲入一千二百餘萬、天禧末歲入三千六百餘萬、嘉祐歲入三千六百八十餘萬、熙寧歲入六千餘萬、寧宗時歲入六千餘萬。ほかに要錄一九三、紹興三十一年十月癸丑條、會要食貨五一ノ四六、乾道四

(152)

年六月二十一日條、同五六ノ六五、紹熙元年十月二十一日條など。元豐庫についての長編の記述はどうも曖昧であり、元豐五年十月壬申に至ってはじめてその創設にふれている。長編三三〇。(前略) 司農請歲發坊場錢百萬緡、輸中都、三年、遂於寺南、作元豐庫、貯之幾百楹、凡錢帛之隸諸司、非度支所主、輸之、數益廣、又以待非常之用焉。

(153)

長編二九五、元豐元年十二月。上侮憤北人倔強、慨然有恢復幽燕之志、即景福殿庫、聚金帛、爲兵費、是年始更戶名、自製詩以揭之。

(154)

山堂考索後集六十四、續本朝內藏庫に、張舜民小史云、神宗於崇政殿後、設二十四庫、以儲金帛、(崇政殿後庫と景福殿庫は同じもの)

(中略) 元豐庫或即崇政殿後庫、當考。とある。

(155)

皇朝編年綱目備要二十、元豐三年十一月。置元豐庫(本朝財用、舊屬三司、自熙寧改法王安石爲相、始持冢宰掌邦計之說、遂與三司分權、凡稅賦征權常貢之利、方歸三司、而摘山煮海監場坑冶絕戶沒官禁軍闕額之類、皆號朝廷封樁、法行既久、儲積贏羨、是年於司農寺南、創元豐庫貯之、三司不與焉、及官制行、戶部歲入纔四百餘萬緡、其它盡入元豐庫、以待非常之用云、應有所用、必有司具數上之、宰執聚議同奏、降旨下庫、始可支焉、蓋雖天子不得而用。)

(156)

會要食貨五二ノ一四、元豐五年三月十一日。詔司農寺、趣諸路提舉司、起發常平拜(并)坊場積剩錢五百萬緡、輸元豐庫。

(157)

會要食貨五二ノ一四、元豐五年十月二十五日。詔戶部右曹、於京東淮浙江湖福建十二路、發常平錢八百萬緡、輸元豐庫。

(158)

宋史一七九、食貨志會計。山堂考索後集六十四、內庫類。今日財計有三所、內之庫天子財也、南庫宰相財也、戶部天下財也。ここでいう南庫は南宋時代の左藏南庫という疑もあるが、とりあえず元豐南庫としておく。

(159)

中島敏、注(9)論文。

(161)

會要食貨五二ノ一六、元祐三年正月九日。詔、改封樁錢物庫、爲元祐庫、隸尚書省左右司。

宋代の内藏と左藏

(162)

會要食貨五二ノ一六、元祐三年二月七日。詔。江南東西・荆湖南北・福建・成都府・利・梓・夔路・元祐二年已前封樁錢物、召人入使、或計置金帛、發赴元祐庫。

(163)

龍川略志八、陝西糧草般運告竭、可撥內藏繼之。(前略)熙寧以來、諸路苗役坊場寬剩錢、舊止在本路封樁、非上供數、元祐初、苗役既罷、寬剩錢所在山積、諸公擊畫、計綱般入京師、特置元豐庫收管、以應副陝西糧草、元豐大抵以此錢爲根本、其他蓋微末矣。ここで元祐になってはじめて元豐庫が置かれたように言うのは妥當でなく、本當は元祐庫とすべきであろう。元祐庫が間もなく元豐庫に合併されたため、蘇轍は元祐庫と書かなかったと思われる。

(164)

長編三六九、元祐元年閏二月壬寅。右司諫蘇轍言、(中略)況陛下富有四海、而元豐內庫、錢物山積、莫可計數。

(165)

玉海一八三、元祐庫。元祐三年三月乙丑。改元豐・元祐庫、爲元豐南北庫、五月丙辰併北庫錢物于南庫、總名元豐。

(166)

會要食貨四〇ノ二、紹聖四年九月五日。三省言、陝西路沿邊州軍、秋田收成、慮闕糶本、詔、於元豐庫、支封樁錢四百萬緡。同五二ノ一五、崇寧元年十二月四日。尚書省言、諸路見樁管錢、朝廷及省曹諸司金甚多、逐縣即無支用、詔、令戶部、指揮諸路諸司、將諸縣應見管金數、並盡數發赴元豐庫送納。同五二ノ一五、靖康元年二月十七日。詔、取諸路公使庫神霄宮所管金銀器皿、赴京師元豐庫送納。などはその一例である。

(168)

これは玉海一八三に名前がみえるだけで詳細は不明である。山堂考索後集六十四、續本朝內藏庫。蔡條史補云(中略)大觀庫者、其制同元豐、然大觀庫獨貯天下坑冶。なお注(87)参照。

(169)

前注に引續き、然大觀東庫、未嘗一有所出、雖端研亦三千餘板、張磁星(鐵墨)者、世謂勝李庭珪、亦無慮十萬斤。とみえる。このことは鐵圍山叢談六にも載っている。

(170)

注(168)のあとに、大觀西庫、魯公(蔡京)以昔日所鑄當十錢之精緻、斬之、故以大觀西庫獨貯錢而已、大觀西庫當政和初、樞貨物、以客

人入納甚盛、務中積鏹物盈溢、因申乞借大觀西庫收貯、未幾大觀西庫復、滿其稽考無慮三四千萬緡。と書かれている。ただし蔡條の記事には蔡京を擁護するための潤色が加わっており、額面通りには受取れぬ部分も含まれる。

(171) 會要食貨五ノ一一、大觀二年三月二十三日。同職官二七ノ二〇。大觀四年六月三十日。同、政和元年三月一日の條。

(172) 注(170)に續ぎ、自(政和)五年後、君臣寢解體、撓政者寢爭出、日用亦寢多、逮宣和元年二年之間、大觀西庫一空矣。とある。

(173) 宋史一七九、食貨志會計。最後建宣和庫、有泉貨幣餘服御玉食器貢等名、蓋蔡條欲效王黼以應奉司貢獻要寵事、不足紀。

(174) 建炎以來朝野雜記甲集十七、左藏南庫。左藏南庫者、本御前樞管激賞庫也、孝宗即位之始年、改之、先是紹興休兵之後、秦檜取戶部窠名可必者、盡入此庫、戶部告乏則予之、檜將死、屬之御前、由是金幣山積、士大夫至指爲瓊林大盈之比。

(175) 玉海一八三、紹興左藏南庫。紹興四年二月丙午、張浚至行在、詔浚隨行錢物、隸內藏、爲封樁激賞庫。

(176) 注(174)の後文、なお注(71)(72)参照。

(177) 會要食貨五ノ二九、紹興三十二年(未改元)七月十八日。詔、將御前樞管激賞庫、並撥歸左藏庫、自今後、諸路發納到綱運、準此、以左正言袁孚奏、今之內藏、即當之封樁外、又有樞管御前激賞庫、亦封樁之類、臣竊聞、異時天下貢賦、多歸戶部、近來分入內藏庫與樞管御前激賞庫、致戶部有不足之患、乞會二庫一歲所入、酌取中制、爲歲額、歲額之外、悉歸戶部、使戶部不致闕乏、則州縣不至煎熬、故有是命。

(178) 建炎以來朝野雜記甲集十七、左藏南庫。(前略)然南庫移用、皆自朝廷、非若左帑直隸版曹爲經費也。

(179) 會要食貨五ノ三一、乾道三年十月三日。吏部侍郎・提領左藏南庫方滋言、照會、本庫諸色窠名錢物等、元係戶部行移催督、今既專差官提領、不隸戶部。

(180) 會要食貨五ノ三二、乾道六年十月二十八日。詔諸(都)省門內、新蓋左藏南上庫了當、(中略)其左藏南庫、改作左藏南下庫、並隸提領所。

(181) 會要食貨五ノ八、淳熙二年正月二十五日。臣僚言、戶部及州郡支借左藏南庫錢六百七十三萬餘貫、乞令提領所條具、立期限撥還、日後不得輒乞支借、遇有陳請、許有司執奏不行、從之。

(182) 會要食貨五ノ九、淳熙二年十一月十一日。太常少卿兼提領左藏封樁庫顏度言、封樁上下庫與左藏南上下庫、金銀錢物混同、乞將南上下庫及封樁上下庫、併爲二庫、以左藏南庫・左藏封樁庫爲名、並不上下二字、從之。

(183) 會要食貨五ノ二〇、紹熙元年十月二十三日。戶部言、昨華淳熙十年八月二十四日指揮、左藏南庫撥隸戶部、所有本庫以後合收支錢物仰戶部、並照應項目、依數管認、續承淳熙十二年正月三日指揮、左藏南庫可併作西上庫、其管認收支及樞管錢物、並令依舊、今承紹熙元年十月二日指揮、封樁見錢、徙入西上庫樞架、將西上庫、以封樁下庫爲名。

(184) 會要食貨五ノ五六、乾道九年二月二十二日。詔、委戶部郎官薛元鼎、專一拘催諸路賣到田產・乳香價錢、并牙契稅錢、並赴左藏南庫、令置庫眼樞管、非奉聖旨指揮、不得擅行支用。汪應辰、文定集五、論左藏南庫疏。(前略)竊見、近歲如出賣官田・官告・度牒及進奉銀絹、雖皆已樞管、亦合撥入南庫、以見其爲有司存、遇有缺乏及緩急之費、須奏請得旨、然後可支。宋史三四、孝宗本紀、乾道六年七月癸未。詔、以沙田蘆場歲收租稅六十餘萬緡、入左藏南庫。

(185) 會要食貨五ノ九、淳熙三年二月二十九日。詔、左藏南庫出賣度牒、每道減作價錢四百五十貫、每道舊係五百貫、至是中書門下省檢會、止有四百餘道、因有見命。

(186) 會要食貨五ノ六、淳熙十年十月五日。戶部郎官兼主管左藏南庫勾昌泰言、提領南庫所供到・淳熙八年分、收總計一百九十八萬一千六百四十一貫文、支總計二百九萬六千二百七十三貫文。

(187)

例えば、會要食貨五六ノ七、乾道六年二月五日の左藏南庫、儲積頗多とか、同五一ノ三二、乾道三年十二月三日の、本庫見管金銀錢物、數目浩翰。によつてその一端が窺えよう。

(188)

玉海一八三、乾道封樁庫。乾道六年、建左藏封樁庫于都省門内、其法非奉親・非軍需不支、遠遵藝祖景福内庫之遺意、顯以爲軍旅之備。會要食貨五二ノ一八、淳熙四年八月二十一日。以太府寺、改造封樁庫（中略）以太府寺基、與封樁庫連接、遂以寺基、建庫屋、凡一百間。

(189)

咸淳臨安志八、封樁上下庫。

(190)

會要食貨五二ノ一八、紹熙元年十月二十五日。封樁庫中、金元管七十九萬九千七百四兩、秤盤虧四千一百七十三兩、銀元管一百八十六萬八千七百二十九兩、秤盤虧六千三百四十五兩。

(191)

建炎以來朝野雜記甲集十七、左藏封樁庫。（前略）而下庫、復儲見額常五六百萬。

(192)

會要食貨五二ノ一九。紹熙二年二月十四日。禮部給降度牒一千道、付封樁庫、委提領官、措置出賣、仍不拘官民戶及僧道童行、聽從便請買、每道價錢七百貫文、許用銀會中半入納、內銀依市價紐計、餘

(194)

依節次已降指揮、其賣到銀會、並就本庫樁管、その他、同書五二ノ一九、開禧元年三月二十六日條など。

(195)

會要食貨五二ノ一八、淳熙十六年十一月十九日條によれば、封樁庫の毎月支遣する會子は四、五十萬といわれる。

(196)

建炎以來朝野雜記甲集十七、左藏封樁庫。（前略）至淳熙末年、往往以犒軍・或造軍器爲名、撥入内庫・或睿思殿、或御前庫、或修内司、有司不敢執。

(197)

會要職官二七ノ五四―五五の供奉の條に年ごとのこまかいデータがのっている。

(198)

注(195)の後文に詳細に述べられている。

(199)

山堂考索後集六十四、續本朝内藏庫。天禮元年九月、（前略）又時李迪言、仍歲旱蝗、國用不給、上曰、當出内藏金帛、借三司、迪曰、天下於財無内外、願賜三司、何必曰借。

宋代のこうした財庫の構造は、むしろ西アジア、アッバス朝あたりと比較する必要がある。さしあたって森本公誠（清水誠）「アッパス朝の統治機構」（『世界の歴史』七）筑摩書房、一九六一参照。